

第一〇編
公安・災害史

第一章 公安

第一節 警察

一 明治初期の警察

明治初期のわが国における明治初期の司法制度は、行政機構の中の一部であり、行政機関が同時に司法権を持つ司法制度 っていた。したがって、開拓使勇払郡出張所が同時に当地方における警察権をも持っていたのである。箱館戦争の終結によって行政面においては一応の平静を取り戻したが、世相はまだまだ不安な状態にあって、悪事や犯罪行為を行う者が多く、「明治二年頃黒澤辨官勇拂役所ニ在住、元ノ詰所ヲ擴ゲ大ニシテ玄関ニ鐵砲ヲ並べ嚴重ヲ極メ罪人等皆集リ來ル」⁽¹⁾、箱館府の勇払役所でこれらの罪人の警察、司法業務も行っていたのである。

明治三年に起こった福岡藩のニセ金事件（贋札事件）では、犯人らは北陸方面でニセ金を乱費した後、北海道に渡って、カズノコ、ラッコや熊の皮などをニセ金で買いあさっていると知った政府は、同年八月十五日に犯人らを逮捕して東京へ回すようにとの指示の文書を開拓使に発した。この文書は同年九月十二日、開拓使勇払役所に届けられ、本道巡回中の東久世開拓長官に勇払詰黒沢権大主典から手渡され、無事逮捕となったが、開拓使の各出先機関は犯人逮捕の一機関でもあった。

捕亡手先 明治六年六月に開拓使札幌本庁は分局課制をひき、庶務、民事、會計、工業、物産、刑法の六局二四の設置課とし、警察業務は刑法局下に移し、道内主要地に邏卒屯所ちゆうせんじよを置き、邏卒・捕亡手先をもつて取り締まることになった。

明治七年以降、勇払、千歳、白老の三郡においても人口の増加があり、悪党も立回り、悪事をする者も出るようになったため、捕亡手先の派遣を申請した。

多人数往来勿論戸数相増候事故自然悪黨共立廻り可申難計且人相書ヲ以テ御布達時ニ差支不少御取締ノ爲右申上捕亡手先二人被差遣度候云々
〔苦小牧町史〕 昭和十五年 苦小牧町

しかし、刑法局からの直接派遣はなく、明治七年二月に民間人である土人取締の時田傳内の勇払外二郡捕亡手先として兼務の発令があつた。

捕亡手先は郡内警保を行うほか、犯人の捜査、逮捕にも協力した。

刑事業務は開拓使勇払郡出張所（開拓使勇払分署）において行われ、懲役一〇〇日以下の軽犯は罰文をつくり、刑名を宣告し、一年以上の犯罪は仮刑名をつけ刑法局に護送した。明治八年四月、警邏課を民事局に移してから、懲役一〇〇日以下については、出張所において笞杖刑を行うことになった。

明治八年十二月二十八日、開拓使は府県における行政警察規則とほぼ同文の「開拓使行政警察規則」を定め、同年十月の太政官達に基づき十二月、警察官吏と邏卒の称呼替えを行い、邏卒長・検官・邏卒部長は、警部長および一でないし六等警部となり、大・中・小の各邏卒は一等ないし四等までの巡査とし、同九年二月より施行した。⁽²⁾

明治九年二月、全道の邏卒屯所を巡査屯所と改め、さらに同十年三月には巡査屯所を改めて、開拓使本庁、支庁に警察署、主要地に警察分署を置いた。当地方は札幌警察署の直轄地であつたが、同十一年十二月、室蘭警察分署の設

置により、室蘭分署の管轄となった。

注 (1) 『苫小牧町史』昭和十五年 苫小牧町

(2) 『新北海道史』昭和四十六年 北海道

二 戦前における警察署の変遷

室蘭警察署勇 明治十五年三月、札幌警察署室蘭分署が独立して、室蘭警察署となったが、翌十六年二月には、
弘分署の設置 苫小牧においてはじめて室蘭警察署の勇弘分署が設置され、勇弘、白老、千歳、沙流、新冠、静内
の六郡を管轄区とした。

しかしながら、当時の勇弘警察分署の内容、規模の記録がなく詳細については不明である。

警察機構 明治十九年一月、廃県置庁により北海道庁が設置され、初代長官にはかつての開拓使大判官岩村通俊
の大改革 が任命された。

まず、岩村は官制の大改革を行い、事務の統一簡易化を実施した。ついで、警察機構についても、郡区長を召集し
ての長官施政方針演説において次のように述べ、その大改革を行ったのである。

郡區長ヲ以テ警察署長ニ充ツ

本道政治上ノ構成ハ、内地ト同一ナルヲ要セザルノミナラズ、内地ニ模倣スルハ、最モ不得策ノ大ナルモノナルハ、前二叙ヘタル
ガ如シ。警察構成ノ如キモ其一ナリ。夫レ茫漠寥闊ナル北海道ノ曠野ニシテ、苟クモ纔ニ一聚落ヲ爲スノ地ニハ必ず郡役所、警察署
ヲ設置シ、屹然相對シテ、各事務ヲ執リ、照會往復ニ時間ト手數ヲ費シ、甚シキハ互ニ職權ノ抵觸ヲ論ジテ拮抗相下ラザルノ勢アル
如キハ、拙ノ最モ拙ナルモノナリ。況ヤ、北海道ノ警察ノ如キハ、最モ簡單輕便ナル方法ヲ取ルベキモノナレバ、警部及ビ巡查ノ如

キモ、専ラ本分ノ職務ニ従事スルヲ必要トセズ。暇アレバ他、行政事務ヲ補助スル等ノ覺悟無ル可ラズ。是レ、本長官ガ、道廳官制ノ改正ヲ建議スルニ當リ、郡區長ヲ以テ、警察署長ヲ兼務セシムルノ案ヲ提出シタル所以ナリ。今ヤ、郡區長ハ已ニ警察署長ノ任ヲ兼掌シタレバ、隨テ其官署ノ如キモ、之ヲ合併シ、郡區書記ハ警部、警部補ヲ兼攝シ、警部、警部補モ郡區書記ヲ兼任シ、巡查ニ至テモ行政事務ノ補助（假令巴山林ノ事、戸籍ノ事ノ類）ヲ爲サシメン事ヲ望ム。但、建物狹隘ニシテ、今日直ニ衙署ヲ併スヲ得ザルモノハ已ヲ得ズ、後年ヲ待ツベシト雖モ、其吏員ノ兼攝等ノ事ハ實際便利尠カラザルニ付、速ニ其計畫ニ從ハンヲ要スルナリ。

警察分署ハ、從來ノ分ハ之ヲ廢シ、更ニ各町村戸長役場ヲ以テ、兼テ警察分署ニ充テ、毎分署ニ巡查、凡ソ二名ヲ配置シ、戸長ヲシテ警部、警部補ヲ兼ネシメ、以テ分署長ト爲シ、部内ノ警察ヲ行ハシメントス。是レ、從來地方ノ或ル一部分ニハ、儼然タル分署アリテ、數多ノ巡查分番當直スルノ内地ノ小都會ノ警察ノ如ク、他ノ荒陬村落ニ至テハ、終年一回モ、巡查ノ警邏ヲ見ルヲ無ク、非常ノ變難ニ遇フモ、警察ノ保護ヲ受クルヲ能ハザルノ偏頗ヲ救ハントスルニ在リ。而モ、分署ノ費用モ、亦多少ノ減少ヲ得ベシ。其分署ノ執務及ビ巡查ノ警邏方法ノ如キハ、極テ輕易、簡便ナルモノヲ擇ブベシ。徒ニ容儀ヲ飾リ、威儼ヲ粧ヒテ、警察保護ノ本旨ニ背クヲナカランヲ要ス。

茲ニ、一言ノ注意ヲ要スルモノアリ。凡物一利アレバ一害ナキヲ能ハズ、今、郡區官、警察官ト一體兩様ノ性質ヲ帶ビ、其運動ヲ爲セバ其處務圓滑ナルノ餘リ、或ハ行政上ニ警察權ヲ濫用シ、又ハ、警察官ノ本分ヲ盡サル等ノ事ナキヲ保チ難シ。各位宜シク茲ニ戒慎アルベシ。

（新撰北海道史―第六卷史料二―昭和十一年 北海道庁）

このように、岩村長官は警察の如きも簡單輕便たるべしと郡區長會議において述べ、明治十九年十二月の官制改正により、郡區長をもつて警察署長とし、郡區書記は警部、警部補を兼ね、また従前の警部および警部補は郡區書記を兼ねるというように改めた。そして、巡查は本務の余暇をもつて行政事務を補助し、従前の警察署はすべて廃し、戸長役場をもつて警察分署とした。戸長は分署長として警部または警部補を兼務することになった。

明治二十年一月から六月までの間に庁令、訓令をもって各警察署の警部、警部補、巡查の定員を定める一方、同年五月十一日には訓令第三四号をもって警察署長の分任事務を次のように定めた。

(訓令第三拾四號) 五月十一日

警察署

警察署員進退等ニ關スル事項中左ノ件々ハ特ニ警察署長ニ分任ス

一 警察署長事故アルトキハ警部又ハ郡區書記ニ代理ヲ命スル事

二 巡查懲罰例ニ據リ巡查以下懲罰ノ事

三 警部以下ヲ道廳管内ヘ派遣ノ事

但難擱場合ニ於テハ直ニ他府縣下ニ派出セシムルヲ得

四 警部以下歸省養病願ヲ許否シ又ハ除服出仕ヲ命スル事

五 豫算内ヲ以テ巡查以下一週年末ニ於テ賞與手當金給與ノ事

六 豫算及定員内ニ於テ巡查及雇ヲ進退スル事

七 巡查ニ警部補代理ヲ命スル事

八 巡查詰所轉換ノ事

九 巡查徵募試験ノ事

(『北海道布令全書』 明治二十年 北海道庁)

当時、苫小牧村には勇払外二郡(白老、千歳)の郡役所があつて、これは勇払警察署となつたが、戸長役場は郡役所の直轄として廃止されていたから、苫小牧には警察分署はなく、勇払警察署がその管轄下においた分署は白老、千歳の

二戸長役場であつた。なお、勇払警察署長には古川浩平郡長が就任した。

道内警察署員一覽表（明治二十年六月末現在）

警察署名	警部補部	巡査	旅費	警察署名	警部補部	巡査	旅費	警察署名	警部補部	巡査	旅費
札幌	五	四八	一〇三 ^円	岩内	二	一二	六八 ^円	釧路	一	一二	一二七 ^円
函館	六	一一六	一六九	古平	一	一〇	五六	厚岸	一	一〇	一〇五
亀田	一	二八	一六一	小樽	二	二五	七五	根室	三	二一	一九七
福山	二	二二	九二	石狩	一	一二	七九	網走	一	一〇	一二三
江差	二	二五	一三六	増毛	一	一二	一二八	宗谷	一	八	九〇
森	一	二二	一〇五	室蘭	二	一二	九一	紗那	一	八	一三七
久遠	一	一二	八五	勇拂	一	一四	一〇二				
寿都	二	二二	九七	浦河	一	一四	一二四	計	三八	四七四	二、四五〇

（『北海道布令全書』 明治二十年 北海道庁より作成）

勇払警察 明治二十二年一月二十九日になって、道庁はさらに行政区画の改革を行い、勇払外二郡役所を廃分署の設置 止して、千歳郡を札幌外五郡郡役所に移し、勇払、白老の両郡を室蘭外三郡郡役所に編入し、室蘭、虻田、有珠、幌別、白老、勇払の六郡を管轄とする室蘭外五郡郡役所とし、胆振国全体を行政区画とすることになった。

勇払郡役所の廃止は、当然勇払警察署の廃止をも意味しており、一部は室蘭警察署に移ることになった。



初代勇払警察分署長となった
原直次郎〔原敏夫氏蔵〕

署長となった。

しかしながら、この官吏と警察官の一体兩様の性質は、行政上警察権の乱用となり、いろいろと批判をあげることに
なり、北海道庁においても人口の多い主要地から逐次独立した警察署に改め、明治二十九年までには旧制の警察署
はほとんど廃止された。苦小牧においても同二十四年八月、戸長役場役人と兼務する勇払警察分署を廃止して、同年
十月には新たに独立した室蘭警察署勇払分署が設置され、勇払と白老の二郡を管轄区とした。

名称変更と苦小 明治三十四年八月、室蘭警察署鵠川分署が新設され、勇払郡中鵠川、井目戸、萌別、生鼈、似
牧警察署の独立 湾、累標辺、辺富内、厚真の九カ村を担当することになった。このため、苦小牧の勇払分署は鵠
川、厚真以西の勇払郡と白老郡の担当となり、従前どおりの勇払分署の名称はそぐわなくなった。そこで、翌三十五
年一月十六日、道庁告示をもって『室蘭警察署苦小牧分署』と改めたのである。

北海道廳告示第十一號

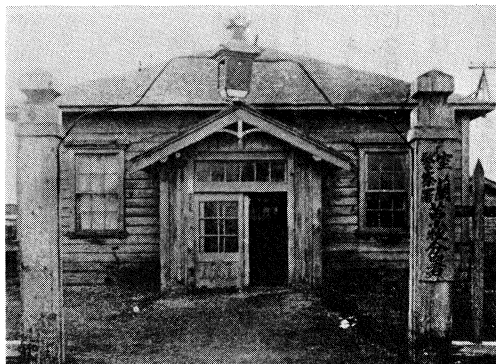
室蘭警察署勇拂分署ヲ自今室蘭警察署苦小牧分署ト改稱ス

明治三十五年一月十六日

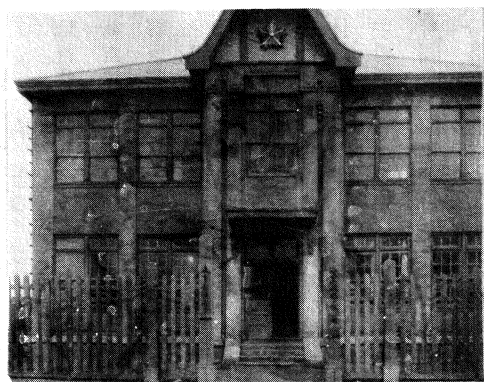
北海道廳長官 男爵 園田安賢

『北海道庁布令集』 明治三十五年 北海道庁

当時の警察分署は「現在の公民館のところ小学校があり、その隣りに二階建の村役場があったが、階下の方は警察分署があった」とあるように、苫小牧分署は村役場の中にあった。その後、本町の役場隣地に独立した建物を新設してここに移った。



室蘭警察署苫小牧分署
(大正5年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧警察署 (大正14年)
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

大正二年五月二十二日、道庁令をもって札幌警察署管轄の千歳郡の烏棚舞村が苫小牧分署管轄に転入されたが、同五年一月には孵化場付近とナイベツを分割して札幌警察署の管轄区に組み替えとなった。

大正十年五月一日の大火で庁舎を焼いたが、これを機会に大通りと駅前通りの交差する北角(表町)に庁舎を新築して移転した。

そして、同年九月十六日には道庁令八九号をもって苫小牧警察署に昇格し、鵜川分署をその管轄下に置いた。その後、同十五年六月には各地

の分署制度が廃止となり、鵠川分署は鵠川警察署に昇格独立したが、昭和十年四月六日に道庁令第三九号をもって警察署の名称、位置および管轄区域の改正があり、鵠川警察署は廃止となり苫小牧警察署に併合され、白老郡は室蘭警察署の管轄に変更となった。

苫小牧警察署派出所・人員等一覽表

年次	所轄		派出所		現任		員計		留置人(日)数	
	戸数	人口	派出所	派出所	警部	警部補	計	男	女	合計日数
昭和二年	八、六一八	四二、九二五	二	二	一	一	五	五	五	七七
三年	八、五六一	四四、一八八	二	二	一	一	五	五	五	四一
四年	八、五六一	四四、一八八	二	二	一	一	五	五	五	四一
五年	八、五六一	四四、一八八	二	二	一	一	五	五	五	四一
六年	八、六六六	四五、六五八	二	二	一	一	五	五	五	四一
七年	八、五三八	四五、一四九	二	二	一	一	五	五	五	四一
八年	八、五六三	四六、一六八	二	二	一	一	五	五	五	四一
九年	八、六五七	四六、九七六	二	二	一	一	五	五	五	四一

(『北海道庁統計書—警察及衛生』 各年 北海道庁)

注 (1) 田中正太郎『苫小牧あの時この時』昭和二十八年 苫小牧民報座談会

三 戦後の警察機構の改革

終戦と警察 昭和二十年八月十五日、無条件降伏をもって戦争は終わり、わが国には占領軍としてアメリカ軍を機構の改革 主体とする駐留軍が進駐してきて、占領政策としてあらゆる面にわたって封建的、軍事主義的諸制度

の改革が強行された。

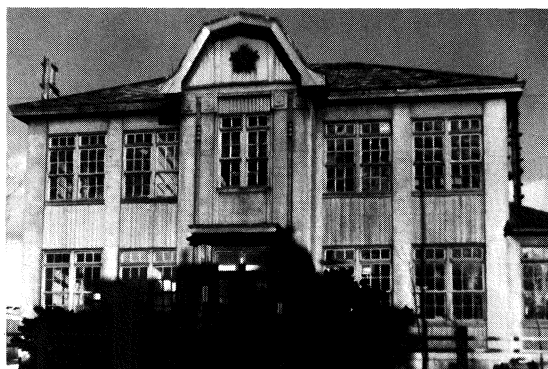
もちろん、警察制度においても昭和二十年十月四日の総司令部覚書に基づいて内務省警保局の組織が改められるとともに、「治安維持法」「治安警察法」などが廃止となり、①特高警察の追放、②帯刀（サーベル）廃止と制服の改正、③婦人警察官の採用など次つぎと改革され、同二十二年十二月十七日には「警察法」の制定となった。

この警察法では、これまでの中央集権的警察を抜本的に改め、地方分権、警察民主化の徹底をはかったもので、国家地方警察と自治体警察の二本建てを定めたものであった。

これによって、自治体警察としての苫小牧町警察署と国家地方警察苫小牧方面本部管下苫小牧地区警察署が発足することになった。

苫小牧町公安 警察法の制定により自治体警察が置かれることになり、

委員会の設置 苫小牧町においてもその設置の内定をみたため、公安委員を町長において議会の同意を得て任命しなければならなくなった。だが、同委員は三人で人格高潔にして町会議員の選挙権を有する者のうちから、警察職員または官公庁における職業的公務員の前歴のないものなど、いろいろな条件があつて、適任者を得るに困難があるとし、昭和二十二年十二月十九日の町会に「公安委員の任命について」としての協議案が提出され、広く検討されることになった。そして、これは翌二十日に持ち越され、田中正太郎町長は当初より人選難に陥ったが、町の元老として人格高潔なる小保方卯市、本町は王子製紙と密接なる関係にあるため王子より大木祐三、一般町民側か



苫小牧警察署（昭和22年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

ら歯科医の三輪馨を選出した人選経緯を説明したが、三人とも受けてもらえるかどうか分からないので、王子の関博雄、国策の後藤基光を補欠として交渉を進めることになった。

この結果、小保方卯市、大木祐三、三輪馨の三委員の承諾を得て、町警察が訓練期間を経て正式に国家地方警察と分離して一本立ちした昭和二十三年三月七日に苫小牧町公安委員会は発足し、委員の任期は三年であったが、最初の年だけを三年委員（小保方、二年委員（三輪馨）、一年委員（大木祐三）の三種とし、以後毎年一名を改選していくことになった。

公安委員会は警察法によつて定められた執行機関であつて、町長の所轄のもとに苫小牧町の警察を運営管理していくことになった。委員長には、委員の互選により小保方卯市が就任した。なお、本委員会は、昭和二十三年四月一日の本市市制施行により苫小牧市公安委員会と改められた。また、同二十四年八月二十三日には、再任され引き続き委員を務めていた大木祐三が都合により辞任したため阿部悌甫がこれに代わった。

しかしながら、同委員会も昭和二十九年の警察法の改正による市警察の廃止により解散となった。

苫小牧町警察署の設置 昭和二十二年十二月十七日、警察法が制定され自治体警察が発足することになったが、同年十二月十七日、任北海道庁警部、補苫小牧町警察署長、片山宮五郎¹⁾の発令があつた。

このように、苫小牧町警察署の設置、署長の発令があつたが、警察事務の経験のない市町自治体が直ちにこれを行うことが困難であつたから、その訓練期間を設け、国家地方警察と同居し、この間、道庁においてその指揮をとり、昭和二十三年三月七日に苫小牧町警察署と国家地方警察苫小牧方面本部管下苫小牧地区警察署に正式に分離し、それぞれ定められた範囲による業務を開始した。なお、この日に苫小牧町公安委員会も正式に発足した。



苫小牧市警察署（昭和28年）〔苫小牧市史編さん室蔵〕

国家警察署はそのまま旧庁舎を使用した^①が、市警察署は本町七三番地の公民館を一区会館に移し、一時的にこの公民館を庁舎として使用することになった。

なお、苫小牧町警察署は昭和二十三年四月一日の市制施行により苫小牧市警察署と改められた。

このように市警察署は道庁の強力な指導とバックアップによって設置されたため、これら警察に係わる条例、規則の設定が遅れ、昭和二十三年七月一日、片山署長は警視となり市警察長となったが、その任用について暫定措置をとり、当分の間、警察署長の任用の例によるとし、警察職員の任免、給与、服務などは北海道警察職員の例によるとした。^② そのほか、警察署の位置、定数条例などは、同二十三年六月二十三日の市議会に提出して、すべて警察法施行の日からこれを適用することとした。

議案第五號

苫小牧市警察署の位置、名稱及管轄區域に関する條例
設定について

本市警察署の位置、名稱及管轄區域に関する條例別紙のとおり設定する

昭和二十三年六月二十三日提出

苦小牧市長 田中正太郎

昭和二十三年六月二十三日原案可決 印

苦小牧市警察署の位置名稱及管轄區域に関する條例

位 置	名 稱	管 轄 區 域
苦小牧市本町七三番地	苦小牧市警察署	苦小牧市一円

附 則

この條例は警察法施行の日からこれを適用する

苦小牧市警察職員の定数條例

第一條 苦小牧市警察に警察長の外左の職員を置く

一 警察吏員

警 視 一人 警 部 一人 警部補 三人

巡查部長 四人 巡 査 二五人

二 警察吏員以外の職員

警察技手 一人 警察書記 二人 通 譯 一人

雇 員 二人 雇 人 二人

第二條 警察長は警察署長を兼ねる

第三條 警察長に事故があるとき又は缺けたときは上席の警察吏員がその職務を代理する

附 則

この條例は警察法施行の日からこれを適用する
 (議決書) 昭和二十三年 苫小牧市)

その後、暫定措置をやめ、正式な関係條例を設定していったが、昭和二十四年八月二十二日、旭町七四番地に木造二階建ての庁舎を新築し、ここに移った。市警察は当初四二名をもって発足し、その後多少の変化はあったが、少しづつ増員され、三派出所三駐在所があった。

警察職員一覽表

年 次	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	主警察	雇 員	計
昭和二十四年	一	一	三	五	二五	一	四	三八
二五年	一	一	三	四	二五	一	四	三八
二六年	一	一	三	四	二四	一	六	三九
二七年	一	一	四	六	三五	一	六	五三

派出所・駐在所員一覽表

年 次	駐在所名	職 名	人 員	駐在所名	職 名	人 員	駐在所名	職 名	人 員
昭和二十四年	直 轄	巡 査	二	駅前派出所	巡 査	二	大通り派出所	巡 査	二
二五年	山手町派出所	巡 査	一	沼ノ端駐在所	巡 査	一	勇払駐在所	巡 査	一
二六年	錦岡駐在所	巡 査	一	沼ノ端駐在所	巡 査	一	勇払駐在所	巡 査	一
二七年	錦岡駐在所	巡 査	一	沼ノ端駐在所	巡 査	一	勇払駐在所	巡 査	一

兇悪犯罪発生件数一覧表

年次	種別	殺	強盗傷人	普通強盗	放	火	強	計
昭和二十三年	一	一	一	四	一	二	八	
二四年	一		三		一	三	六	
二五年	三		一	六	一	一	一〇	
二六年	一		七		二	一	一〇	
二七年	三		二	三	六	一五		

『市勢要覧』 各年 苫小牧市

しかしながら、昭和二十九年六月八日の警察法の大改正があつて、同年六月三十日をもつて苫小牧市警察署は廃止となり、北海道警察の管下に入った。

北海道警察札幌方面

昭和二十九年六月八日、法律第一六二号をもつて

苫小牧警察署の設置

警察法は全面改正され、国家公安委員会に警察庁を

置き指揮監督機関とし、都道府県警察の組織として各都道府県に公安委員会を設け、都に警視庁、道府県に本部を置くことになった。さらに、本道においては五方面を設けて警察事務を処理することになった。

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行されることになり、北海道は同日付で「北海道警察組織条例」を公布し、従前の国家地方警察苫小牧方面



道警苫小牧警察署（昭和51年）

〔苫小牧市史編さん室蔵〕

苫小牧市史 下巻

本部管下苫小牧地区警察署と苫小牧市警察署を廃し、苫小牧市・白老郡・勇払郡を管轄区域とする『北海道警察札幌方面苫小牧警察署』が新しく設置され、警察業務は再び一本化されたのである。

昭和二十九年九月一日には道警苫小牧警察署は、旧市警の庁舎に移り、同三十九年五月二十四日には鉄筋コンクリート二階建ての庁舎に改築した。

本市は苫小牧港の開港、臨海工業地帯の整備にともない、工場、商社、事業所などの進出が目ざましく、それにもなつて人口も急増し、犯罪の発生も多くなり、そのうえ自動車ブームにより交通事故も多く、署員も二〇〇名を超えている。

苫小牧警察署職員一覧表

年次	警察官の数、勤務場所					合計
	本署 人員	派出所 数	派出所 人員	駐在所 数	駐在所 人員	
昭和四二年	七四	一一	三七	一一	一三	一四〇
四三年	七八	一三	四六	一一	一四	一五五
四四年	八二	一二	四六	一一	一四	一五九
四五年	八六	一二	四六	一二	一五	一六三
四六年	九五	一二	四六	一二	一五	一八二
四七年	一〇〇	一二	四九	一〇	一四	一九四
四八年	一一〇	一一	五三	一四	一七	二〇八

(『市勢要覧』昭和四十七年、五十年 苫小牧市)

犯罪発生状況一覧表

区分	年次	窃盗	詐欺	傷害	恐喝	暴行	横領	脅迫	強盗	殺人	放火	その他	計
	昭和四一年	一、八三四	九四	六二	八〇	四五	五	七	三	三	一	二三九	二、三七二
	四二年	一、八三六	六二	八一	三八	五二	一二	五	一	五	一	二〇七	二、二九八
	四三年	二、一五八	一一四	七〇	一七	六七	一一	一二	五	二	一	四五二	二、九〇八
	四四年	二、一二〇	六二	五五	一三	二五	一〇	二	一	一	七	一、〇四七	三、三四三
	四五年	二、四九二	七六	五六	三六	四三	八	三	一	二	二	七四	二、七九二
	四六年	二、四六七	一三〇	一二七	一七	七六	一二	一五	五	三	一	一六〇	三、〇一二
	四七年	二、七一一	三〇八	一六〇	二八	一六七	八	一二	一	四	一	一四〇	三、五三九
	四八年	二、四七九	一五六	一四九	三九	一九八	一九	七	六	一	一	一八三	三、二四九

『市勢統計書』 昭和四十六、四十九年 苫小牧市

注 (1) 『辞令簿綴控』 昭和二十四年 苫小牧市

(2) 『議決書』 昭和二十三年 苫小牧市議会

第二節 消 防

一 消 防 組

公的消防 場所請負人、漁場持当時の治安は、漁場をとおして統治権、支配権を持っていた請負人もしくは漁場組の発足 持において行われてきたが、勇払郡の場合請負人は常駐しなかったから、実際の指揮者は現場の支配人や漁場持代人であり、消防についても当然彼らが組頭としての指揮権を持ち、身体強壮な若者をその下に置いていた。ところが、末端行政担当者である戸長が置かれ、漁場持制度がくずれていき、明治十三年には戸長役場が設置されて、戸長はいわゆる行政専門官となり、かつての区務所や総代など行政経験のある人たちが戸長となって赴任してきた。戸長は行政上の最高責任者であっても郡村内の実力者ではなく、消防組織のようなものにはどうしても実力者の力が必要であった。

すでに札幌においては明治十二年に「札幌市街地消防規則」を定め、消防組に組頭、小頭をおき、戸長において雇人・職工などより身体強壮なる者を選抜して消防夫とし、現場の指揮権を警察官と定め、手当なども支給されていた。こうしたことから、苫小牧においても非常時に備え、消防を公的機関として組織化する必要が生じ、明治十四年七月二十一日、時の勇払郡各村戸長の諏訪数馬は、戸長役場名をもって西島善治を組頭に申し付けており、公的消防組の発足となった。

西島は、当時漁場を経営しており、学校、病院、庁舎など公的建物の設置に際しては、かならず寄付行為を行って

いて、総代人の経験もあったから、苫小牧村においては植田惣吉、木村亀太郎に次ぐ実力者であった。

消防夫心得拔萃

第一条 消防夫出火の報を聞かば各自受持の器具を携え、迅速その場に赴き、総べて警察官の指揮に従い消防に尽力し、自儘に進退すべからず。

第二条 他行先きに於て出火の報を聞き、帰宅して支度をなす違なきときは、纏持ならびに旗持の外、直ちに現場へ赴くも妨げなし。

第三条 病氣その他止むを得ざる事故ありて出場し難き時は、必ずその事由を組頭または同組の者へ詳細届くべし。

第四条 出火場最寄りまたは風順の模様により、親戚等を救助せんとするときは指揮の警察官吏または組頭、小頭等へ断り承諾を受けて進退すべし。

第五条 諸官衙出火或いは延焼せんとするときは、門外等に於て警察官吏の指揮を受けるにあらざれば、自儘にその家屋牆壁等を破毀しまたは構内へ入るべからず。

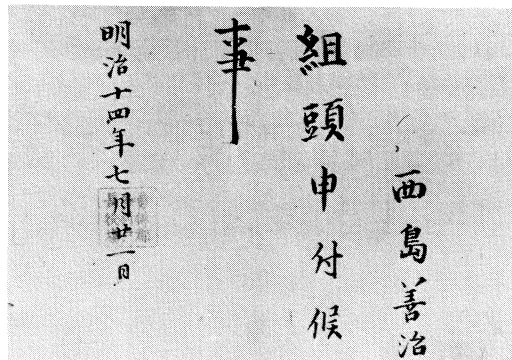
第六条 組頭、小頭は専ら消防夫の勉否に注目し、火事場の掛引は警察官吏の指揮を受け消防を励ますべし。且つ火勢によりては一組を分合することあるべし。

第七条 火勢の模様によりては一組を二分しまたは、三分することあるべきにつき、常に注意すべし。

第八条 纏持ならびに旗持は衆人に先だち要地を占め、自儘に進退すべからず。

第九条 梯子持は消口の屋宇に架し、移転または運搬の際他人に負傷せしめざる様注意すべし。

第一〇編 公安・災害史



勇払郡各村戸長役場から出された西島善治の組頭辞令
(明治14年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

第十条 水道具は運転自在なる地へ据え、纏持、および火中に働く者に注射する等注意すべし。

第十一条 刺又・引鉤・鳶口・まさかり持等は火勢と風順により家屋垣牆を破毀しまたは焼木を除去する等、警察官の指揮を受け尽力すべし。

第十二条 港内碇泊の船舶出火の節、消防組は他の出火同様受持ちの器具を携え速かに最寄り海辺に集合し、出張警察官吏の指揮を俟つべし。

但し舳船手配方は船改所に於て取扱うべし。

第十三条 野火市街接近に起り人家に延焼せんとするときは速かに警察署に駆け付け進退同署の指揮を受くべし。

第十四条 消防夫は常に衣類等を手近に置き非常に際し差支えなき様注意すべし。

第十五条 火事場に於て弁当を食する時は官吏に届くべし。

第十六条 鎮火の上は組中を整理し組頭これが名前を呼び返答なきものは不参と見做すべし。

鐘打法

市中出火

港内船火事

$$\begin{array}{c} \bigcirc - \bigcirc \\ \bigcirc - \bigcirc \\ \bigcirc - \bigcirc \end{array}$$

山火その他非常の事あり、消防夫を警察に集むるとき

○
○
○
○
○

鎮火の報

○
○
○
○

その後、消防組は戸長役場から離れ、勇払郡役所の所轄となったが、明治十五年三月から六月までの郡役所諸経費をみると、金額は載っていないが消防費の科目があり、火災出動などがあつた時には、必要に応じて手当も支給されたのである。

しかしながら、明治二十二年一月二十九日、道庁は行政区画の改革を行い、勇払郡役所は室蘭郡役所に統合され廃止となり、新設された苫小牧外一五カ村戸長役場は人員も少なく、非力であつたため、消防組を運営していくことができず、自然廃止の状態となった。

だが、消防組が組織化されていないのは、不利不便でもあり、責任体制がなくちよつとした火災でも大火になりかねないと、住民の間で不安が高まつてきた。そこで、明治二十五年三月にいたつて、中村豊作など有志が発起人となり、二〇〇円の寄付を集め道具一式を購入して、私設苫小牧消防組を創設したのである。

公設消防 明治二十七年二月、勅令および省令によって「消防組規則」が制定され、各町村は道庁長官の認可を組の設立 得て、この規則による公設消防組の設置が義務づけられたのである。苫小牧では、同年三月に消防組の公設を出願し、これは同二十七年五月十二日付、北海道庁令第三二〇号をもって公設苫小牧消防組が設立認可となった。初代組頭には武田佐平治が就任し、川村亀吉小頭以下四〇名の組員が選拔され、ここに苫小牧消防組は消防規則による正式な公的機関として出発したのである。

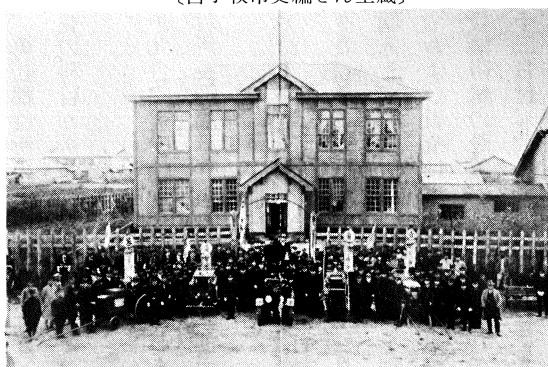
明治二十九年四月、二代目組頭に小頭であり、当時漁場経営、勇払郡産馬組合頭取の川村亀吉が就任したが、同三十年十月三十日には市街地三五戸を焼く大火があつた。

三代目組頭には、明治三十一年四月に当時勇払郡における年間所得第一位で、漁場経営、電信切手売払人の木村亀太郎が就任、同三十二年四月には桎屋で博打好きな親分である六戸熊五郎が四代目組頭に就任した。

明治三十七年六月には古島利三郎が五代目組頭、同三十九年六月には六代目組頭に吉田徳治が就任した。
 しかしながら、当時の組員のタイプといえば「刺子半纏に、腕には刺青、頭に豆絞りといういでたちで、勇み肌を
 売り物に、江戸時代からの流れをそのままに残っていて、村の人々から親しまれるよりも、むしろ恐ろしがられる方
 が先で、こと消防に対し、何一つ口出しできぬのが村民の本当の気持であつた」^②し、当時の苦小牧村の経済力は漁業
 家に握られていて、一丁佐々木派と⑤佐藤派が勢力をお互いに張り合っていて、消防組員の人的構成にも両親分の圧
 力がかかつてきた。



消防組の服装（大正末期）
 〔苦小牧市史編さん室蔵〕



苦小牧消防組の各部（大正14年）
 〔苦小牧市史編さん室蔵〕



馬に引かせた消防ポンプ（大正14年）
 〔苦小牧市史編さん室蔵〕

村の大きな行事には、消防の印半纏おしはんてんがものをいい、村の顔役として欠かせない存在であり、権力をもっていたのである。こうしたことから、必然的に組員と漁夫や人夫たちとの喧嘩も絶えなく、半鐘を鳴らして組員を非常召集するという横暴ぶりであった。また、市街地のある商店裏にあった物置小屋から火がでたことがあった。この時、消防は店先に向かって放水し、店は水びたしとなり、肝心の物置小屋には水をかけないという不始末をおかしてしまった。これにはいくら公的機関としての消防組であっても村民感情をそこなわずにはいなかった。

こうしたことから、村民の間では無言のうちに消防に対する批判が高まり、消防組の質的改善がさげられるようになり、村会にも「消防の質的改革」が提出された。このため、六代目組頭の吉田徳治は、病弱で自ら組員の指揮をとることができないとして、消防組の非行をわび、同四十四年三月辞任したのである。⁽³⁾

進藤組頭と消防 七代目組頭には消防組の質的改善を目標にあらゆる角度から慎重に人選が進められたが、小保組の二部制実施 方卯市の推挙により、当時樽前浜の漁業権のうち半分ちかくを持っていた石垣彦三郎の娘婿であり、知識人でもあった進藤直雄が村会、村理事者、警察分署の賛意を得て、明治四十四年四月に就任した。

進藤組頭は組員の人材を刷新して、新しい消防組づくりに努力したが、当時の苦小牧は前年王子製紙工場の操業開始があつて非常に勢いで発展しており、市街地も拡大されていった。このため、進藤組頭就任当初より消防施設完備とともに、従来の一部制では不適當であるということから、二部編成の必要性に迫られていた。そこで、消防組、村理事者、警察分署において協議を重ねていたが、明治四十五年にいたって具体案がかたまり、その分置を北海道庁警察部に申請した。この時、苦小牧警察分署長の片平平治は次の意見書を添えた。なお、この年の四月十八日には王子製紙苦小牧分社（工場）に自衛消防組が組織されていた。

當苦小牧消防組ハ明治二十七年五月十二日北海道廳令第三十號ヲ以テ設置セラレ、其後地方發展ト共ニ隨時組員ヲ増加シ目下組頭一



腕用ポンプ（昭和初期から使用）
〔苦小牧市青少年センター蔵〕

小頭六、消防手六一、計六八名ノ實員ニ有之候處當地逐年發展戸口増加シ其區域隨テ廣大ナリ、從來ノ一部制ニテハ其目的ヲ達成スル能ハザルノミナラズ其行動ノ機敏ヲ失シ改善發達ヲ促ス上ニ於テ遺憾不尠ヲ以テ從來定員ニ對シ、小頭一名消防手二名増員ノ上二部ニ編制シ其區域及組員等左記ノ通り改正致度貴下ノ至急村會ノ解決ヲ求メ其臚本御廻送相成度此段及諮問候也

追テ分置ノ上ハ適當ノ場所ニ器械器具置場一ヶ所新設ヲ要スル次第第二付相當御計畫相成度申添候也

- | | | | | | | | |
|---|---|----------------|---|------|-----|-----|------|
| 一 | 部 | 苦小牧ノ内新川以東一 | 圖 | 組頭一名 | 部長二 | 小頭三 | 組員三〇 |
| 二 | 部 | 苦小牧ノ内新川以西錦多峰マデ | | | | 小頭四 | 組員三〇 |

〔苦小牧町史〕 昭和十五年 苦小牧町

成となり、第一部長には竹本吉太郎、第二部長には岡田重吉が任命された。

小保方卯市 進藤組頭は、過去の消防組の非行を改めるため、逐次その改善を進めていったが、大正三年十月に組頭の登場 なって家事の都合から満州に居を移すことになり、組頭を辞任した。

ここで八代目組頭として多くの人びとの要請によつて小保方卯市が就任したが、その時の様子を彼自身の回顧の中で次のように語っている。

私は小保方組という運送店の親父で大勢の使用人を使つており、王子製紙工場の荷役という大役を持ち、また村会議員の公職にあり身体に寸分のスキもなく日常を送らねばならなかった。こんな忙しい身体で消防という大役を背負つて行けるであろうか、二兎を追

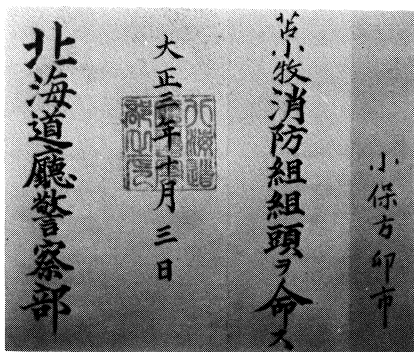
うという諺以上に多忙な身体となってしまう。自らを戒めてみたが、私が推した先輩進藤氏が辞められたのだから、責任は単に責任としてのみ考えられなくなってしまった。私が引き受けなかつたら世間をどんなに迷わしてしまうか、いろいろ考えた末、副組頭に友人であり人望と実力のあった、当時市場を経営していた岡田重吉君を推して、組頭就任を受諾しようなわけなんだが、その後三十一年の長い間辞めることができず、ついに半生を消防で暮らしてしまった。

『小保方卯市翁の回顧』 昭和二十八年 小保方卯市翁伝記行会

当時の消防力は、腕用ポンプのみであつたが、大正八年八月に札幌で開催された北海道博覧会出品の名古屋小沢製作所製の飛行機式一二馬力ガソリンポンプは消防関係者の人気を得るところとなつた。これを見学した小保方組頭以下の消防組幹部は、これからの消防はこうした機械力によらねばならないとして、町理事者にこれを具申し購入方を懇請し、これが認められてはじめて機械力によるポンプが装備されることになった。なお、このガソリンポンプの操作技能を習得させるため、戸田戸一郎小頭を約二ヵ月間名古屋に派遣したのである。

しかしながら、大正十年五月一日の大火には、あいにく道庁の審査があるということで分解掃除中のため、せっかくの機械力も使われずに終わってしまったのである。

大正十年四月には消防組を三部編成とし、第一部を駅前位置き部長竹本吉太郎、第二部は市街地中央に置き小頭山崎仁三郎が部長に昇格、第三部は大通り苦小牧橋側に置き部長岡田重吉とした。なお、この時の消防組は小保方



小保方卯市の苦小牧消防組組頭の辞令
(大正3年) [小保方一雄氏蔵]

組頭以下一〇三名であつた。

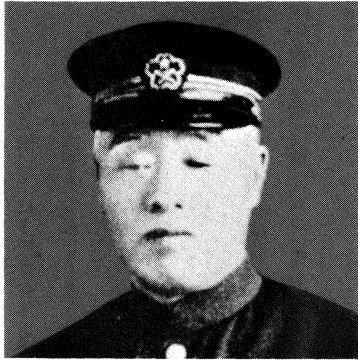
大正十年五月一日の大火は、町民に体験と教訓を与えることになり、火災の未然防止とその設備の充実に重大な関心を寄せ、苦しい町財政ではあつたが、翌十一年には、一四馬力ガソリンポンプ二台購入を町会において全員一致をもつて議決し、先に購入したガソリンポンプと合わせ、各部にそれぞれ一台を装備することになり、各部の詰所(消防番屋)を竣工させたのである。また、この年十月には錦多峰に私設消防組が設立された。

当時の消防予算(警備費)をみると、大正十一年七、五二四円、同十二年六、八七一円で、このうち人件費は同十一年三、五〇九円、同十二年は三、三三三円であつた。⁽⁴⁾

組員には手当として、組頭一カ月三円、小頭同一円五〇銭、消防手同五〇銭が支給され、そのほか火災出場手当、演習手当、巡回手当、賞与としての年末慰労金が支給されたが、特別の技術を要するガソリンポンプ運転者には一一四円という高額な慰労金が支給されていた。⁽⁵⁾

消防組員の手当一覧表 (大正十一年現在)

職名	一ヶ月手当	出場手当 (一回に付)	演習手当 (一回に付)	巡回手当 (一回に付)	年末慰労金	特別手当
組頭	三・〇〇円	一・五〇円	・七〇円	一円	三〇・〇〇円	円
小頭	一・五〇円	一・〇〇円	・七〇円	一円	一五・〇〇円	円
消防手	・五〇円	・八〇円	・七〇円	・七〇円	五・〇〇円	円
ガソリンポンプ 運転者	(小頭ないし消防手と重複)				二四・〇〇円	円
通信担当 者					一	五・〇〇円



組頭当時の小保方卯市 (大正14年)
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

『大正十二年度歳入歳出予算』 大正十二年 苦小牧町

常備消防部の設置と

大正十一年以降、ガソリンポンプの導入と各部の番屋なども整備されていったが、同十二ポンプ自動車の寄付 年七月六日、大町南二条より出火一三戸を焼き、昭和二年九月八日には大町一六番地から出火三七戸を焼くという火災が起こった。このため、さらに内容の充実と機動力が要求されることになり、ガソリンポンプから自動車ポンプに、消防組も駆けつけ消防から常備体制に切り替える必要が生じてきた。

こうした気運はまず消防組員の間で起こり、昭和三年春の演習の際、自らの意欲を町民に示して協力を求めようということになり、演習手当などを出し合って八〇〇円を集めた。この消防組員の自動車ポンプ購入資金八〇〇円が原動力となって、町有志に奉願帳が回されると、各層から絶賛を得て寄付額は九、五〇〇円にも達したのである。

この寄付金をもって、昭和三年九月、新偉力を誇る米国製ダッチノーザン式三〇馬力自動車ポンプ一台が購入され、町に対して寄付行為が行われた。これによって町は常備消防の設置が急務となり、苦小牧警察署とも打合せを重ね、その設置に踏み切った。そして、同三年九月十七日の苦小牧町会には「議案第一号、消防器械器具寄付採納ノ件」と常備消防部設置にともなう追加更正予算を提出したが、自動車ポンプの寄付に対して飯田誠一町長は、議長（当時の町会議長は町長があ



苦小牧消防所（昭和12年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

たった）ではなく町長として次のような感謝の意を述べた。

一言感謝ノ辞ヲ述ベタイト思ヒマス、現在ノ消防組幹部ニ於カレテハ本町ノ消防力ニ不備ノアルコトヲ痛感セラレ自動車ポンプ購入ヲ計画セラレ多大ノ努力ヲ拂ハレ釀金ニ従事セラレタノデアリマス、寄附者亦此ノ美舉ニ賛成セラレマシテ進ムデ寄附セラレ本案ノ如ク寄附願出ニナツタノデアリマシテ深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス

〔苦小牧町会会議録〕 昭和三年 苦小牧町会

こうして、苦小牧消防組の常備部は昭和三年十月一日に設置され、常備部長に戸田戸一郎が任命され、消防手四名が常備部勤務として発令され、電話一機が備え付けられた。⁽⁶⁾

常備部長は非常勤であつたから、小頭待遇の月額一元五〇錢で、そのほか常備部長手当として年額三〇円が支給された。自動車ポンプ運転手は月俸五八円、消防手月俸四三円とその他手当が支給され、町吏員と同じ待遇となつた。

昭和四年二月二十五日、これまで私設消防組だつた沼ノ端と錦多峰をそれぞれ公設消防組として設置する旨の諮問案が飯田町長から町会に提出され、当町の発展の実情に照らし適當であると認められ、同年四月一日より正式に公設消防組として発足した。

組名	部名	編成区域	組数	部数	組頭	小頭	消防手
沼ノ端消防組	一	大字苦小牧町字沼ノ端、 大字植苗村、大字勇払村	一	一	一	二二	二二八
錦多峰消防組	一	大字小糸魚村、大字錦多峰村 大字樽前村、大字覚生村	一	一	一	二二	二二六

〔議決書〕 昭和四年 苦小牧町会

苦小牧消防 常備消防部の設置によって消防庁舎の新設が必要となった。そこで町は、昭和五年三月、王子製紙所の新設の好意によって市街地中央に位する同会社所有地（王子町三番地）四〇三坪の無償貸付をうけ、苦小牧消防所、消防住宅、鉄骨望楼などを九、五二六円余の工事費をもって、同年三月二十九日、工事に着手し、八月十一日に完成した。

苦小牧消防所新築工事

多年ノ懸案タリシ消防所ハ王子会社ノ誠意ニ依リ市街地中央ニ位スル会社敷地王子町三十二番地四百三坪ノ無償貸附ヲ受ケ器械置場鉄筋混凝土造一棟二十八坪、同住宅二棟八戸八十四坪附属物置及井戸家形九坪五合並ニ鉄骨望楼高サ五十尺一基工事計九千五百二十六円ヲ以テ三月二十九日着手、八月十一日竣工、同月二十日道庁警察部長臨場ノ下ニ落成式舉行自動車ポンプノ購入ト相俟ツテ消防上ノ威力ヲ備ヘタリ

工 事 名	規 模	金 額	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日
消防所周囲柵移転増築工事		一四五、〇〇 円	昭 和 五・三・三一	五・四・二
消防所新築工事	二八坪	三、五〇三、五五	五・三・二九	五・六・一〇
消防所付属住宅新築工事	延八四坪	四、三四六、六四	五・六・一九	五・八・四
消防所水道伏設工事		二〇〇、〇〇	五・六・六	五・六・二三
消防所付属鉄塔火ノ見櫓建設工事	一五米	九八〇、〇〇	五・六・一五	五・八・一一
消防所サイレン取付工事		四五二、〇〇	五・八・一一	五・八・一一
消防所假火ノ見櫓建設工事		四、七二	五・六・一五	五・六・一五

消防所ベル設備工事			
その他			
	三九、七〇 円	昭 和	五・八・一一
	一八〇、九八	昭 和	五・八・一一

〔事務報告〕 昭和五年 苦小牧町

新消防所の落成式は、昭和五年八月二十日、道庁警察部長、苦小牧警察署長、苦小牧町長など来賓多数を迎え、同消防所前にて盛大に挙行された。

この消防庁舎の落成を記念して、苦小牧町聯合火防組合は、グラハムノーザン式消防自動車ポンプ一台(価格六、〇〇〇円)を苦小牧消防組に寄付したのをはじめ、錦多峰消防組には部落有志により消防機械器具置場、消防火の見櫓一基の建築費四五〇円、沼ノ端消防組には部落有志などにより鉄骨製火の見櫓一基建築費として四三六円がそれぞれ寄付された。

これらにかかわる町としての寄付採納手続きについては、多少遅れていたが、昭和五年十二月十二日の町会にそれぞれ提出され原案議決を経て正式に各消防組の財産となった。

議案第六號

寄 附 採 納 ノ 件

一、グラハムノーザン式 消防自動車唧筒

此ノ價格金六千圓也

右苦小牧町聯合火防組合ヨリ寄附願出ニ付採納スルモノトス

昭和五年十一月十二日提出

苦小牧町長 飯田 誠一

昭和五年十一月拾貳日原案議決 印

『議決書』 昭和五年 苦小牧町会

火災を最少限度にいくとめ、類焼を防ぐための手段として建物を破壊する方法があり、従前は各部において独自に行ってきたが、これは危険がともなうものであり、常に専門的な訓練と判断を必要とするところから、この破壊消防手を各部から切り離して特科部として独立させる必要があると、かねてより警察署長からの指示があつた。

このため、昭和五年十一月十二日の町会に特科部を新設する消防組の組織変更に関する諮問が提出され、これは適当と認められて、消防組は四部編成、組頭以下八一名となつた。

諮問第一號

消防組組織変更ノ件

苦小牧消防組ノ組織ヲ別紙之通変更ニ関シ苦小牧警察署長ヨリ来意アリタルニ付町會ノ意見ヲ諮ル

昭和五年十一月十二日提出

苦小牧町長 飯田 誠一

昭和五年十一月拾貳日諮問通答申

組名	部名	設置編成区域	部数	人員		
				組頭	小頭	消防手
消防組	第一部	苦小牧町ノ内表町緑町王子町山手町東町錦町及ビ大字苦小牧町接統地	一	一	三	一七
	第二部	栄町旭町大町本町及大字苦小牧町接統地		一	三	一七

第三部		特科部
元町弥生町浜町幸町西町及大字苦小牧町接続地	破壊消防手ヲ以テ組織シ第一部乃至第三部編成区域一円	
三	三	一七

〔議決書〕 昭和五年 苦小牧町会

昭和十二年、苦小牧町は王子製紙の好景気による増産によつて税収も伸びを示し、苦小牧町はじまつて以来という財政上のうるおいをみせ、はじめて町費による消防自動車ポンプ一台を購入した。これにともなつて消防署の車庫増設と木造二階建ての事務所三五坪を一、五三一円をもつて新改築した。

これまで消防組員に対する手当支給を規定する町の決まりはなく、「消防組規則」による維持費として、これまでの慣習によつてその額が支給されていた。

ところが、昭和十一年になつて道庁は訓令第四〇号をもつて支給規程を各町村ごとに設定することを義務づけたため、同十三年二月十九日には道庁の示す準則によつて「苦小牧消防組員手当支給規程」が町会の議決を経て制定された。これは同年一月一日にさかのぼつて施行されることになり、ここにはじめて消防組員の手当などが明確にされ、予備消防組員の退職手当、職務上の死傷の場合の諸手当などは、直接町費より支給されることになった。ただ、沼ノ端、錦多峰両消防組員にはその一部しか適用されなかつた。

苦小牧消防組員手当支給規程

第一條 北海道廳訓令第四十號消防組員手当支給規程ニ依リ苦小牧消防組員ニ支給スベキ手当ハ本規程ニ依ルモノトス

第二條 豫備消防組員ニ左記手当ヲ支給ス

第一〇編 公安・災害史

第四條 常備消防組員ニシテ非番勤務ヲ爲シタルトキハ一回ニ付金參拾錢ノ手當ヲ支給ス 但シ一回ヲ四時間トシ四時間ヲ増ス毎二
一回分ヲ加給ス 其ノ端數ヲ生ジタルトキ亦同ジ

職名	區分	給料額
部長	月俸	七十圓以上百五十圓以内
小頭	全	五十圓以上百圓以内
運轉手	全	四十圓以上九十圓以内
消防手	全	三十五圓以上七十圓以内

第三條 常備消防組員ノ月俸ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ支給ス

種別	職別	組頭	小部長 タ 頭ル	小部長 タラザル 頭ル	消防手
月手當		三、〇〇円	二、〇〇円	一、五〇円	、五〇円
常備兼務部長月手當			一〇、〇〇円		
出場手當		一回二付 一、五〇	一、二〇	一、〇〇	、八〇
特別慰勞手當	年額	三〇、〇〇	二〇、〇〇	一〇、〇〇	五、〇〇
機械器具入手當		一回二付金壹圓五拾錢			
信號手特別手當		一人年額金五圓			
巡回手當		一日二付金七拾錢（一日二滿タザル端數亦同ジ）			

第五條 消防組員出場シタルトキハ一回ニ付金五拾錢ノ辨當料ヲ支給ス 但シ一回ヲ六時間トシ六時間ヲ増ス毎ニ一回分ヲ加給ス

其ノ端數ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第六條 豫備消防組員ニハ左記ニ依リ退職手當ヲ支給ス

職 名	支給標準及支給額
組 頭	勤續滿三年ニ達シタルトキハ六拾圓爾後勤續滿一年ヲ増ス毎ニ貳拾圓ヲ加フ
部 長	勤續滿五年ニ達シタルトキハ七拾五圓爾後勤續滿一年ヲ増ス毎ニ拾五圓ヲ加フ
小 頭	勤續滿五年ニ達シタルトキハ五拾圓爾後勤續滿一年ヲ増ス毎ニ拾圓ヲ加フ
消 防 手	勤續滿五年ニ達シタルトキハ貳拾五圓爾後勤續滿一年ヲ増ス毎ニ五圓ヲ加フ

第七條 常備消防組員勤續滿一年以上ニシテ退職シタルトキハ苫小牧町有給吏員ニ準ジ退職給與金ヲ支給ス

第八條 消防組員職務ノ爲所在地外ニ出張ヲ命ゼラレタルトキハ左ノ區別ニ依リ旅費ヲ支給ス

職 名	支給標準
組 頭	苫小牧町長ノ受クベキ旅費額
部 長	苫小牧町八十五圓以上ノ書記ノ受クベキ旅費額
小 頭	八十五圓未滿ノ書記ノ受クベキ旅費額
消 防 手	全 雇員ノ受クベキ旅費額

第九條 消防組員職務上死傷シタルトキハ左ノ種別ニ依ル傷痍手當、療治料及弔慰料、廢疾一時扶助料、遺族一時扶助料ヲ支給ス

但シ常備消防組員ニ対スル傷痍手当ノ支給ヲ必要トスル場合ハ町長ノ意見ヲ徴シ其ノ額ヲ決定スルモノトス

種別	職別	勤務別	組頭	部長	小頭	消防手
傷痍手当	豫備	休業二日 二付三・〇〇	全上 二・四〇〇	全上 一・四一五〇	全上 一・四〇〇	
療治料	常豫備	實費（但シ治療上適當ナル附添料ヲ含ム）				
弔慰料	常豫備	一〇〇円	八〇円	五〇円	三〇円	
廢疾一時扶助料	豫備	自用ヲ弁ジ得ザルモノ 一〇〇円以上	全上	全上	全上	
	常備	自用ヲ弁ジ得ルモノ 一〇〇円以上	全上	全上	全上	
	常備	二〇〇円以上	全上	全上	全上	
遺族一時扶助料	常豫備	二〇〇円以上	全上	全上	全上	

第十條 傷痍手当、弔慰料、廢疾一時扶助料、遺族一時扶助料支給ニ付事故發生當時ノ行動功績及平素ノ勤怠ヲ斟酌シ其ノ額ヲ増減

スルコトヲ得此ノ場合ハ町長ノ意見ヲ徴シ決定スルモノトス

第十一條 懲戒處分ニ依リ其ノ職ヲ免ゼラレタル者ニハ退職手当ヲ支給セズ

第十二條 手当ヲ受クベキ者死亡シタルトキハ之ヲ遺族ニ支給ス

第十三條 退職手当、弔慰料及遺族一時扶助料ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ北海道廳訓令消防組員手当支給規程第七條第二項第三項ニ據

ルノ外苫小牧町有給吏員退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料條例第十三條第十四條ヲ準用ス

第十四條 消防組員在職中死亡シ手当及弔慰料ヲ受クベキ遺族ナキトキハ弔祭ヲ行フモノニ祭資料トシテ支給ス

第十五條 第二條ノ月手当第三條ノ給料及第八條ノ旅費支給方法ニ關シテハ北海道廳訓令消防組員手当支給規程ニ據ルノ外苫小牧町

有給吏員給料額旅費額及其ノ支給方法ニ關スル條例ヲ準用シ第七條ニ依ル退職給與金支給方法ニ關シテハ同退職料、退職給與金、

苦小牧市史 下巻

死亡給與金、遺族扶助料條例ヲ準用ス

附 則

第十六條 本規程ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本規程施行前ヨリ引續キ勤續シタル組員ノ在職年月数ハ之ヲ本規程ニ依ル在職年月数ト看做ス

第十八條 沼ノ端、錦多峰両公設消防組員ニ対シテハ本規程第六條及第九條乃至第十七條ヲ適用シ其ノ他ハ當分ノ内從來ノ維持費ニ

依ルモノトス

〔苦小牧町例規（全）〕 昭和十三年追加 苦小牧町

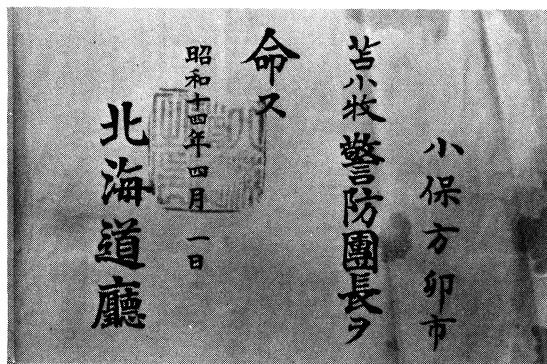
しかしながら、戦時下体制が強まって来ると、消防組は発展的解消となり、昭和九年六月に設立された苦小牧防護団と消防組を統合した苦小牧警防団として、新しく発足することになり、苦小牧の消防組は同十四年三月三十一日をもつて廃止となった。

歴代苦小牧消防組頭一覽表

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
一	武田佐平治	明治 一七・五・一二	明治 二九・三・三一	五	古島利三郎	明治 三七・六・	明治 三九・六・
二	川村 亀吉	二九・四・一	三一・三・三一	六	吉田 徳治	三九・六・	大正 四四・三・
三	木村亀太郎	三一・四・一	三二・三・	七	進藤 直雄	四四・四・	大正 三一・一〇・
四	六戸熊五郎	三二・四・	三七・六・	八	小保方卯市	大正 三一・一〇・三	昭和 一四・三・三一

〔消防関係沿革資料〕 苦小牧市史編さん室編

注 (一) 『札幌県治類典―郡役所』 明治十五年 札幌県



小保方卯市の苦小牧警防団長の辞令
(昭和14年)〔小保方一雄氏蔵〕

- (2)(3) 『小保方卯市翁の回顧』昭和二十八年 小保方卯市翁伝記刊行会
- (4)(5) 『大正十二年苦小牧町歳入歳出予算書』大正十二年 苦小牧町
- (6) 『苦小牧町会議録』昭和三年 苦小牧町会
- (7) 苦小牧消防所新築工事の引用文中「自動車ポンプノ購入」とあるが、実際は寄付によるものである。

二 警 防 団

警防団 昭和十二年七月、日華事変のぼつ発により、わが国は戦時体制の設置の中に入っていた。同年九月に「北海道地方総動員警備に関する条例」によって、本道の市町村には防護団が編成されたが、苦小牧においてはすでに昭和九年六月に苦小牧防護団の設立をみていて、これが一層強化されることになった。

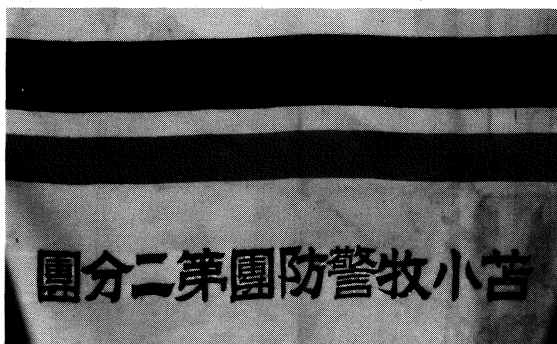
昭和十四年一月二十五日に勅令第二〇号によって警防団令が公布され、同年四月一日から施行となって、明治二十七年に定められた「消防組規則」は廃止となり、消防組と防護団が統合して警防団が発足することになった。

警防団は市町村の区域ごとに設置され、防空、火災、消防その他の警防に当たるもので、北海道庁長官の監督下におかれ道庁警察部長、各警察署長の指揮によって行動し、その経費は市町村が負担するものであった。

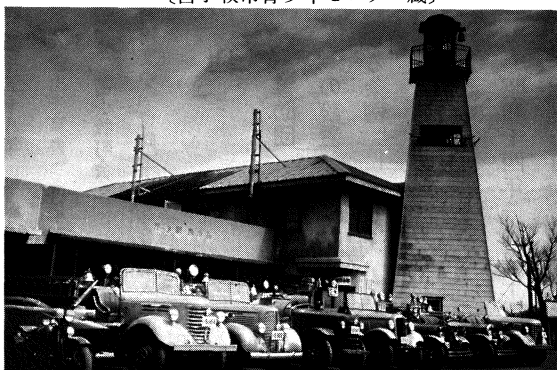
この警防団設置にあたっては町会の議決を必要としたので、苦小牧町では

昭和十四年三月十七日の町会に「議案第三号・警防団設置ノ件」として提出され、その議決を経て同年四月一日より正式に発足させることを決めた。

道庁は昭和十四年四月一日、道庁令第九号をもって「警防団令施行細則」を定め、同日付にて告示し、苫小牧警防団もこの細則によつて進められることになった。そして、この日、前消防組頭の小保方卯市を初代警防団長に三分団編成四八八名をもつて発足した。なお、小保方団長は大日本警防協会北海道支部理事、副支部長にも就任した。



苫小牧警防団第二分団旗
〔苫小牧市青少年センター蔵〕



旧苫小牧消防本部
・(昭和25年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



防空演習風景 (昭和16年)
〔苫小牧市史編さん室〕

警防団活動

警防団の構成は団長、副団長、部長、班長、警防員をもって組織され、団員定数は四八八名、団本と組織変更 部と三分団から成っていて、消防部と警護部に分かれていた。このうち、常備消防部は一〇名であった。消防部はもちろん火災の時に出勤し、警護部は空襲などに備え、燈火、交通、警報、救護などの班に分かれ、各分団に置かれ、警防員は毎日警戒に当たった。第二次大戦となり防空演習、燈火管制などの指導実施も警防団の仕事であった。そして、戦争がはげしくなるにつれ警防団の活動も活発となっていった。

一方、組織においては昭和十四年七月四日に第一分団に消防本部、警護本部、救護本部の三本部を設け、それぞれ本部長を一名置いた。また、同十五年二月には常備消防部警防員を二名増加し、一二名とし、警防団定員は四九〇名となった。

議案第二十七號

常備消防部警防員定數増加ノ件

警防團常備消防部警防員定數増加ニ關シ苦小牧警察署長ヨリ左記ノ通諮問アリタルニ付本會ノ意見ヲ諮フ

昭和十五年二月二十六日提出

勇弘郡苦小牧町長 八 卷 耕 三

増	加	後	増	加	前
常備消防部警防員	一二名			一〇名	
警防團員定數	四九〇名			四八八名	

昭和拾五年貳月廿八日 別紙答申書可決 印

〔議決書〕昭和十五年 苦小牧町会

昭和十八年九月、小保方卯市は団長を辞任し顧問に転じ、同月八日付をもって渡辺広継が二代目警防団長に就任した。昭和十九年十月五日には一分団を増設し一本部、四分団としたが、召集による男子減員により団員定数を三五五名

に減員した。

苦小牧警防団改組新編成定員表（昭和十九年十月）

苦 小 牧 警 防 団														本 団 本 部	本 部	本 部
第二分団			第一分団											分 団	部	部
		分 団 本 部	救護本部			警護本部			消防本部			分 団 本 部		本 部	部	部
警護部	消防部		第二部	第一部	本部付	第二部	第一部	本部付	第二部	第一部	本部付					
													一	長 団		
													一	長 団副		
		一										一		長 団分		
			一			一			一					本部長	部	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	部長	長	
五	二	一	三	三	一	三	三	一	三	四	一	一	一	班長		
二二	二〇	二	二四	二四	四	一八	一八	四	三〇	三二	四	四	四	警防員		
五四			一九七										八	計		

なお、警防団の組織については、昭和二十一年二月に定数においては変化なかったが、戦争も終結をみたことから、第一分団中の救護本部を廃し、第五分団を増設して地域を細分化した。なお、常備消防部員は二一名となっていた。

苦小牧警防団改組新編成定員表（昭和二十一年二月）

		本部	本部	本部	員	
			分団			
	分団本部		本部			
本部付			部			
		一	長 団	定		
		一	長 団副			
	一		長 団分			
			本部長			部
			部			
			部長	長		
		二	班 長			
			警防員			
		四	計			

計	団分四第			団分三第		
			分団本部			分団本部
	警護部	消防部		警護部	消防部	
	一	一	四	一	一	一
一						
四			一			一
三						
一八	一	一	一	一	一	一
三八	三	二	一	三	二	一
二九〇	一八	二〇	二	一八	二〇	二
三五五	四八			四八		

（『議決書』昭和十九年 苫小牧町会）

計	苦 小 牧 警 防 団																
	第五分団			第四分団			第三分団			第二分団			第一分団				
			分団本部			分団本部			分団本部			分団本部	警護本部		消防本部		
	警護部	消防部		警護部	消防部		警護部	消防部		警護部	消防部		第二部	第一部	本部付	第二部	第一部
一																	
二												一					
五			一			一			一			一					
四										一	一		一			一	
一四	一	一		一	一		一	一		二	二		一	一		一	一
三七	二	二		一	二		二	二		六	六		三	三		三	三
二九二	八	一八		九	一八		八	一八		五二	五三		二七	二七		二七	二七
三五五	三三			三三			三三			一二五			一二七				

（『議決書』昭和二十二年 苦小牧町）

三 消防団と消防本部・消防署

苦小牧町消

防団の設置

終戦を迎えてわが国は連合軍の指揮下、あらゆる面に向かって民主化が進められ、昭和二十二年三月三十一日には警防団令が廃され、翌四月一日には勅令第一八二号によつて消防団令が制定された。苦小牧においては、昭和二十二年八月七日の町議会に内務省の示す準則に基づいた「消防団設置条例の件」が提出され、全員一致をもつて議決し、同年八月一日にさかのぼつて施行されることになり、苦小牧町消防団が設置された。初代消防団長には渡辺広継が就任し、団長以下二九七名の団員で、警防団より事務引継ぎを終え、実際の活動を開始したのは八月十三日からであつた。

苦小牧町消防団設置條例

第一條 本町に苦小牧消防団（以下消防団）を設置する

第二條 消防団員の定員は「二九七人」としその区分は左による

団 長	一 人	部 長	二 七 人
副団長	二 人	班 長	七 八 人
分団長	五 人	その他の団員	一 八 二 人
本部長	二 人		

消防団長は消防団に副分団長副部長又は副班長を置くことが出来る

但しこれが為前項の定員を超えることが出来ない

第三條 本町に苦小牧町消防委員会を設置する

第四條 消防委員のうち町會議員及び学識経験者を以てこれに充つべき者の定数は各三人とする

前項の規定により委員は町會議員については町会の議決でこれを選任し学識経験あるものについては町長がこれを委嘱する
町長は臨時必要あるときは第一項の規定による委員の定数以外は臨時委員を委嘱することが出来る

第五條 消防委員会は町長がこれを招集する

消防委員三人以上より會議に付すべき事項を示して消防委員會の招集の請求があるときは町長は消防委員會を招集しなければならない

町長が消防委員會を招集しようとする時は豫め各委員に日時場所及び會議に付議すべき事項を通知しなければならない。

第六條 消防委員會は半数以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し同一の事件につき再度招集してもなほ半数に達しないときはこの限りでない

消防委員會の議長には町長がこれに当る

消防委員會の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる
議長は會議録を調整し會議の顛末を記載しなければならない

第七條 消防委員會に幹事及び書記若干人を置き町長がこれを命免又は委嘱する

幹事及び書記は議長の命を受けて庶務に従事する

第八條 町長は消防委員に対し報酬及び費用辨償を消防委員會幹事及び書記に給料若しくは手当及び旅費を支給することが出来る
但し警察署長たる委員に対してはこの限りでない

第九條 消防団長及び副団長の選挙に関する事務は町長が行う

選挙は指名推薦又は單記無記名投票の方法によりこれを行うものとする

第十條 町長は消防委員會に諮問して左の各號に掲ぐる設備資材を消防団に備え付けるものとする

一、消防団旗

二、消防団本部及び分団本部の設備

三、消防団員詰所の設備

四、通信及び信號設備

五、機械器具置場

六、提灯及び信號旗

七、メガホン、サイレン其の他の警報用具

八、警 鐘

九、消防ポンプ

一〇、水管車

消防団の設備資材は団長がこれを保管する

設備資材を毀損又は亡失したときは団長はその事由を具して町長に届出でなければならぬ
故意又は過失により設備資材を毀損又は亡失したものに對しては町長は之を賠償させることが出来る
第十一條 消防団には次の文書簿冊を備へ異動の都度之を整理して置かなければならない

一、消防団員の名簿

二、沿革 誌

三、日 誌

四、設備資材台帳

五、区域内全図

六、地理水利要覽

一一、運搬車消火器

一二、水桶（手桶）

一三、竹梯子

一四、消防用破壊器具（鳶口、刺叉、斧、掛矢、鋸、鋼、円匙、鐘の類）

一五、救助袋、救助幕

一六、救急用藥品及び藥類

一七、擔 架

一八、天 幕

一九、工作器具

二〇、其の他消防上必要なもの

七、金銭出納簿

八、手当受払簿

九、給貸與品台帳

一〇、諸令達綴

一一、消防団に必要な法規例規綴

一二、雜 書 綴

町長はこの條例に定めるものの外設備資材の管理又は文書簿冊に關して必要な事項を定めることが出来る

附 則

この條例は昭和二十二年八月一日からこれを施行する

〔條例・規則・規程綴〕 昭和二十二年 苦小牧町

この消防団設置条例のほかに、『消防団給与條例』『消防団員服務紀律及懲戒に關する條例』の設定もあった。

この新しく設置された消防団の特色は、消防委員会の設置であり、委員は町會議員三名と学識経験者二名から成つていて、本町の消防に關する執行機關であり、消防団を運営管理するものであつた。これによつて消防は従來の警察の指揮下から離れ、独自の機關となつた。そして、消防団長および副団長は委員の指名推薦もしくは選挙によつて選出され、町長が任命した。

なお、この消防団時代には苦小牧工業学校の火災があり、昭和二十三年四月一日には本市の市制施行により『苦小牧市消防団』と改められた。

また、常備消防団員については団員の給与条例を適用せず、市の一般職員に準ずる規則が別に定められていた。

苦小牧消防本部 昭和二十二年十二月二十三日に法律第二二六号をもつて「消防組織法」、翌二十三年七月二十四と消防署の設置 日には法律第一八六号による「消防法」が制定され、消防は自治体組織の中に組み入れられることになり、消防事務を処理するため消防本部ならびに消防署を設置することになった。また、従前の消防団は改編され、消防組織法に基づく新しい消防団が編成された。そして、同二十三年十一月十三日の市議會で、消防本部、消防署、消防団の設置条例が提出され、議決を経て、同年十一月一日にさかのぼつて施行されることになり、新しい消防体制が確立されたのである。

苦小牧市消防本部等設置條例

第一條 本市に消防組織法第九條に依り消防事務を處理するため、消防本部並びに消防署を設置する

第二條 消防本部及び消防署の名稱、位置及び管轄区域は市長が別に定める

第三條 消防本部及び消防署を通じて左の職員を置く

一、消防吏員

消防長

一人

消防曹長

五人

消防士

一人

消防手

一六人

消防士補、又は機関士補 二人

二、市長は前項の他必要と認めた場合は事務吏員、技術吏員及び雇員を置くことが出来る

第四條 消防本部の長は消防長を以てこれに充てる

第五條 消防長は市長の指揮監督を受け消防事務を掌る

第六條 消防長は市長の承認を得て消防職員を任免し、指揮監督する

第七條 消防本部は左に掲げる事務を掌る

一、職員の任免配置、進退、服務、賞罰及び身分に関する事項

一、會計、経理及び予算に関する事項

一、消防統計に関する事項

一、文書編纂保存に関する事項

一、職員の保健衛生に関する事項

一、特定許可の付與に関する事項

一、消防技術に関する事項

一、動員、警備、訓練等の企画に関する事項

一、機械、器具及び施設の維持検定に関する事項

一、放火、失火の調査に関する事項

一、其の他消防に関する事項

前項各號の事務を分掌させるため必要な係を置くことが出来る

第八條 消防署長は消防士を以つてこれに充てる、但し消防長がこれを兼ねることが出来る

消防署長は上司の命を受け、その主管の事務を掌り部下職員を指揮監督する

第九條 消防署は左に掲げる事務を掌る

一、水火災の予防、防圧警戒及び救護に関する事項

一、消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

一、其の他非常火災等に於ける警戒及び救護に関する事項

前項各號の事務を處理するため消防出張所を置き、且つ必要な係を置くことが出来る

前項の出張所の位置名稱及び管轄区域は市長の承認を得て消防長が定める

第十條 消防職員の任免、給與及び服務規律は當分の間この條例に定めるものを除く外、なお従前の特設消防署又は當該消防署を置く

く北海道庁警察部に属する消防職員の例による

第十一條 この條例に定めるもの、外必要な事項は市長が之を定める

附 則

この條例は昭和二十三年十一月一日から施行する

苫小牧市消防団條例

第一章 總 則

第一條 本市に苦小牧市消防団（以下消防団といふ）を設置する

消防団員の定員は二九七人とする

その区域及び組織は市長これを定める

第二章 任 免

第二條 市長は消防団員の任免並びに消防団の管理を消防長に委任することが出来る

団長及び副団長は消防団員の互選によるものとする

第三條 分団長、部長及び班長（副分団長、副部長、副班長を置いた場合はこれを含む）は団員の意志を察知して消防長の同意を得て団長これを命免する

第四條 団長は団員を統率し団務を掌理する

副団長は団長を補佐し団長に事故あるときはその職務を代理する

分団長、部長及び班長は上長の命を受けて団員を指揮して業務に従事する

団長、副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従ひ分団長、部長又は班長が団長の職務を行ふ

第五條 団長及び副団長の任期は四年とし、その選挙の日からこれを起算する

団長及び副団長は団員を免ぜられたときは、その職を失う（以下略）

〔條例規則綴〕 昭和二十三年 苦小牧市

この各条例の施行によつて消防委員会も廃止となつた。

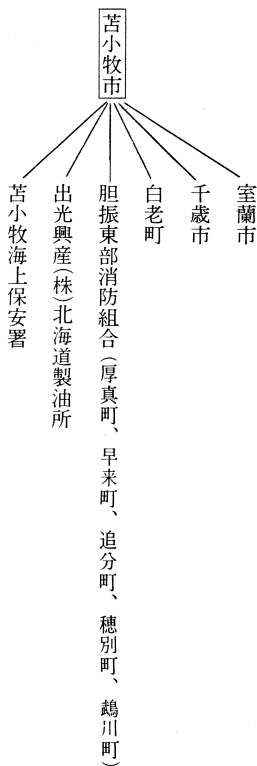
昭和二十三年十一月二十三日には、苦小牧市消防本部ならびに苦小牧市消防署、改編された非常勤消防である苦小牧市消防団が設置され、初代消防長兼消防団長に渡辺広継、初代消防署長兼本部次長に堀江政之が任命された。消防

署員（常備職員）は署長以下二二名、消防団員は団長以下二九七名であった。

昭和二十四年七月一日、近隣町村（鵜川町、千歳町、追分町、早来町、厚真村、白老村）との相互応援協定を締結し、非常時にはお互いに助け合うことになった。

その後、相互応援協定には多数変化があったが、昭和四十三年九月には室蘭市、翌四十四年四月には苫小牧海上保安署との船舶消防の業務協定、同四十七年七月に胆振東部消防組合との相互応援協定を締結して、同四十九年末現在次のようになっている。

相互応援協定締結状況
(昭和49年末現在)



〔消防年報〕昭和五十年 苫小牧市消防本部



初代苫小牧市消防団長になった
渡辺広継（昭和35年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



初代苫小牧市消防署長になった
堀江政之（昭和38年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



苫小牧市消防本部および消防署（昭和48年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



消防出初式風景（昭和35年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



市内浜町の火災現場（昭和46年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

学 校 名	男	女	計
若草小学校	二八	五	三三
美園小学校	一一	九	二〇
緑水小学校	三九	六	四五
清水小学校	一〇	四	一四
大成小学校	四一	五	四六
計	二二九	二九	一五八

昭和二十六年九月十日、新消防団条例と同規則が制定公布となり従前の条例、規則は廃止となった。一方、消防本部等設置条例などについても、同二十八年十二月二十八日に廃止となり、新しく「苫小牧市消防本部設置規則」「苫小牧市消防クラブ一覽表（昭和四十九年度）」が公布された。

市内の小中学校の児童生徒を対象として火災予防の知識の普及などを目的に、昭和二十六年四月、『少年消防クラブ』が結成され、毎月二回国家消防本部から示された規約などから、年間育成計画によって指導を行い、その目的達成につとめている。

昭和三十一年十一月七日、一、五二五万円をもって鉄筋コンクリー

ト二階建て消防本部庁舎を旭町市役所横に新築して移転し、旧消防本部庁舎は消防署第一出張所に、同年十二月には緑町に消防署第二出張所を新設した。その後も本市の發展にともない各地に出張所が新設され、同四十九年末現在において消防署は直轄のほか六出張所（分遣所一を含む）、消防団は団本部のほか九分団が設置されている。

火災報知機 本市における近代的な消防通信施設としては、昭和八年十月十一日に苦小牧消防組常備消防部に設置機を設置 された『火災報知専用電話』がその最初であった。この電話は一般電話加入者や本局一般電話より使用報知するもので、火災報知の場合は一切無料で接続し、交換手に「火事」というだけで報知専用電話に通ずるものであった。

一般加入者の使用方法については、先づ苦小牧局管内の加入者をもって区域となし、加入者外より報知せんとする向きは最寄りの加入者又は自動電話或ひは本局の一般電話より使用報知するもので、自動電話及び本局電話を使用するも火災報知の場合は一切無料をもって接続するので、一度非常の場合は早速交換手呼び『火事』と通ずれば特接電話に接続し、その後常備員に現況を報告するやうになっているので、万一火災の場合は直に専用電話機に信號され、その間既に出勤準備も出来従来における機敏なる動作に対し猶拍車をかけ、その全能力を発揮出来るものであれば火災報知上の大福音である。

〔苦小牧毎日新聞〕 昭和八年十月十日号

その後の消防通信施設については四〇型共電式電話交換機（火災専用電話一基、短波無線電話、一般電話などであったが、時の消防長堀江政之は先進都市の火災報知機設置状況を視察し、早期通報、早期出勤により驚くべきほどの実績を上げていることを知り、本市においてもこの報知機を設置すべきであることを力説し、市理事者や関係者に強く要望したのである。

しかしながら、この設置にはばく大な費用を必要としたため、市費のみによる早期実現は困難であった。このため



小保方卯市による火災報知機開通式風景
(昭和36年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

苫小牧市消防力強化期成会などの協力を得て、市費と個人、団体などの寄付によって設置されることが決まり、昭和三十五年度から三カ年計画をもって市内の要所に一一二基を設置することになった。
初年度の昭和三十五年度には、発信機九七基、受信機二基が設置されることになり、同年春よりその工事が進められたが、これは同三十五年末に完成した。

開通式は昭和三十六年一月六日、恒例の出初式のあと、午前十一時から錦町の第一洋食店付近の火災報知機で、元苫小牧消防組頭、市名誉市民の小保方卯市の手による初ボタンが押され、五色の放水とともに九七基が開通した。

この火災報知機は、報知機にとりつけてあるガラスを破り、ボタンを押すとすぐ消防署に通じ、同時に報知機の上にとりつけてあるベルが鳴りひびいて、付近の家にも知らせる仕組みになっていた。これは翌三十六年度の第二期計画で発信機七五基、受信機一基、第三期計画の同三十七年度には発信機五〇基、受信機一基を増設し、合計発信機二二二基、受信機四基となり三カ年による火災報知機設置事業は完了した。

昭和三十八年五月五日、この火災報知機設置のため寄付行為を行った二四団体並びに一一二名の個人に対し、国家褒章、褒状が授与された。⁽¹⁾

その後、市街地の発展にともない発信機が増設され、昭和四十九年八月末現在二四二基となり、この間火災発生 of 初期通報施設として文字通り日夜その第一線に立って活躍し、当初は有効発報率も二〇%を超え、地域防災のため役

立ってきたのである。

しかしながら、本市の都市化が進むとともに急速に電話が普及し、火災発生第一報も『一一九番』によるところが年々高まり、火災報知機の有効発報率も昭和四十八年ころから七割台に落ち込み、電話にその座を奪われることとなった。

そのうち、報知機は都市改造、交通上のきまたげになることなどから全国的に廃止の傾向にあり、本市では駅前都市改造にともなう電話線が地下ケーブルとなり、火災報知機の線を張っていた電々公社柱が撤去されることになったのである。

このため、市消防本部においても五カ年程度の計画でこれを廃止していくことを決め、昭和四十九年九月の市議会で承認を得て正式に廃止することを決めた。火災報知機はわずか一五年の活動ではあったが、その使命を十分に果たしたのである。

消防の 近代化 苫小牧市は年々都市化が進み、中高層ビルが増加が目立ち、これに対応する近代的防災体制が必要となった。このため、一六メートルのシユノーケル車と昭和四十八年には三五メートルという超ジャンボ級の本格的な梯子車を購入、さらに人命救助体制を確立してこれにあたることになった。

臨海工業地帯には広大な規模で石油タンクが立ち並び、危険物火災の対策も急務となった。市消防本部で



35メートルの梯子車（昭和50年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

は、昭和四十一年十二月に化学車を導入、同四十七年、同四十八年にもそれぞれ一台を増強して、三台の化学車を備えた。

石油基地を中心とする臨海南部は、港湾の掘込みによって、陸上から現地までは一〇キロ程度の距離があり、まさしく陸の孤島の感があった。また、同地区は自治省消防庁の「石油コンビナート防災地域」に指定されていて同地区での初期防災体制の強化が問題となっていたが、昭和四十九年四月二十二日に市消防本部と出光興産北海道製油所との消防応援協定が結ばれた。これによって、今後同地区内で火災が発生した場合には、公設消防隊が到着するまで出光興産の自衛消防隊が初期の消火活動に当たることになった。

本市は、今後ますます発展することが見込まれており、一層の都市化が進み、工業地帯の造成、港湾の拡充により強力な地域防災体制の確立が望まれる。シュノーケル車、化学車、消防艇などの近代消防の増強、完備が必要となってくる。

歴代消防長一覧表

代	階級	職名	氏名	就任年月日	退任年月日
一	司令長	消防長	渡辺 広継	昭和二三・一一・二三	二八・九・二四
二	〃	〃	堀江 政之	二八・九・二五	三八・九・二九
三	市助役 事務取扱	消防長	新岡 正敏	三八・九・三〇	三九・四・五
四	司令長	消防長	小林 勇	三九・四・六	四四・五・一
五	消防監	〃	吉田 政治	四四・五・一〇	四七・四・一

六	消防監	消防長	篠原金治郎	昭和 四七・四・二七	昭和 五〇・二・一
七	〃	〃	大西勝一	五〇・二・四	・ ・

〔消防年報〕各年 苦小牧市消防本部

歴代消防団長一覽表

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
一	渡辺 広繼	昭和 一三・一一・二三	昭和 二八・九・二四	四	板谷 信吉	昭和 三八・九・二六	昭和 四〇・九・二五
二	倉田仁太郎	二八・九・二五	三三・一〇・三一	五	錦戸正一郎	四〇・九・二六	・ ・
三	門脇松次郎	三三・一一・一	三八・九・二五				

〔消防年報〕昭和四十六年 苦小牧市消防本部

消防各種狀況一覽表

年次	消防員数	出張数	消防分団数	消防団員数	消防自動車	動力ポンプ	火災件数	損害額
昭和三十三年	二四		五	二六九	五		二一	七、一九九 千円
三十四年	三〇		五	二五三	五		二五	一九、二七七
三十五年	三七		五	二三六	六		三〇	四、五四七
三十六年	四二		五	二三四	七	三	一四	一三、一七二

昭和二十七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五年	四六年
四五	四九	五五	五五	五九	六一	六〇	六二	六五	五一	七一	八七	八七	九〇	九四	九七	一一四
					二	二	三	三	四	四	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	八	八	八	八	八	八	八	一〇	一〇
一二六	一二六	一四九	一四六	一六三	一九二	一九二	一九二	一九二	一五〇	一八六	一九四	二一五	二一〇	二四二	二五二	二四五
八	八	九	九	九	九	八	一〇	一二	一一	一三	一六	一六	一五	一七	一八	二〇
三	三	三	四	六	九	九	九	九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三〇	二一	一七	二〇	二四	四六	七二	三六	四六	三五	三七	四四	四九	四九	六四	五四	六四
二四、九七 ^{千円}	三三、八八五	六、五五三	三、六九二	二、六〇四	三、四九二	九、四四五	五、九〇四	六、九四〇	八、七五四	一七、一三八	一二、五〇九	五四、八八二	一七、八五四	四二、九二九	二七、一九七	三三、三八二

昭和四七年		昭和四八年		昭和四九年	
一一四	五	一二三	六	一二五	六
一〇	二五四	一〇	二二二	一〇	二五二
二二	二二	二二	二二	二二	二二
一一	一一	一一	一一	一一	一一
六六	七九、六〇六	八六	八〇、七三六	六四	二七八、九六〇

千円

『市勢要覧』各年 苦小牧市、『市勢統計』昭和四十六、四十九年 苦小牧市、

『消防年報』昭和四十九年 苦小牧市消防本部より作成

注 (1) 『消防年報』昭和四十六年 苦小牧市消防本部

第二節 司法

一 苦小牧簡易裁判所

戦前の裁判所設置運動 当地方は札幌区裁判所の管轄であつたが、明治三十二年、室蘭区裁判所の新設によつて同裁判所の管轄区域となつてゐた。ところが、昭和六年になつて、同裁判所庁舎の頽破腐朽から改増築の儀が起つた。そして、庁舎新築後には地方裁判所支部に昇格させ、日高一円をも管轄区域とする機運が高まつてゐた。

当時本町は、胆振支庁の苦小牧移転運動を展開してゐた関係もあつて、苦小牧は胆振日高の中間地にあることをあげ、この際地区裁判所支部を苦小牧に移転させようということになり、これは町常設委員会でも正式にとり上げられ苦小牧移転運動を決めたのである。

陳 情

突然ノ非望僭越ニテ恐縮ナガラ裁判所ノ設置、即チ室蘭區裁判所移転ニ就キ願望ヲ陳ベントスル次第ナルガ、先以テ此案件ニ實現ハ
免ニ角所謂問題トシテ若干價值ヲ有スルヤ否ヤ何等可能性ナキニ徒ニ彼我動搖セシムルモ不本意ナルヲ以テ豫メ御垂示ヲ仰ガントス
ル次第ナリ

傳承スル所ニヨレバ室蘭區裁判所廳舎ハ最早頽破腐朽改築ノ時期ニ迫リ、又地方裁判所支部昇格ノ噂ハ日高一円ヲ管轄シ増築ノ要アリテ、即チ改増築ノ機運ニ直面セラレスル問題ヲ起スルニハ所謂絶好ノ機會ナリト之レ此ノ願望ヲ致セシ所以ナリ、惟フニ胆振國ハ一般地勢ノ然ラシムルモノト近時交通ノ變動ニ由リ其中心ヲ移動セシメザルベカラザルニ至リ、既ニ同支廳移転モ多年ノ問題トナリ最近一層據頭關係町村又之レヲ要望シ當路ニ對シ夫々要請シ来レリ（中略）

若シ夫レ吾町ニ裁判所位置ノ指定セラルル場合ハ敷地ハ勿論建築費ニ對シテモ相當奉獻致スべく尤モ現在室蘭區裁判所ノ敷地及建物ハ交換形式ヲ以テ附與セラレンコトヲ切望スル次第ナリ

以上ハ單ニ小職一箇ノ至願ニ非ズシテ、當町常設委員會ノ協議ヲ經タル次第ナリ

茲ニ尊威冒瀆恐懼ノ次第ナルモ敢テ高鑑ヲ垂レラレムコトヲ切望スルナリ

昭和六年十月一日

苫小牧町長 飯田 誠一

札幌地方裁判所長 閣下

『苫小牧町史資料―陳情書』 苫小牧町

この陳情は、要望という方が強いものであったが、裁判所設置の場合には敷地の寄付と建築費の相当額を奉納するとした。

しかしながら、この裁判所移転問題も利害関係が大きいとして胆振支庁同様実現しなかった。

苫小牧簡易裁判所の設置

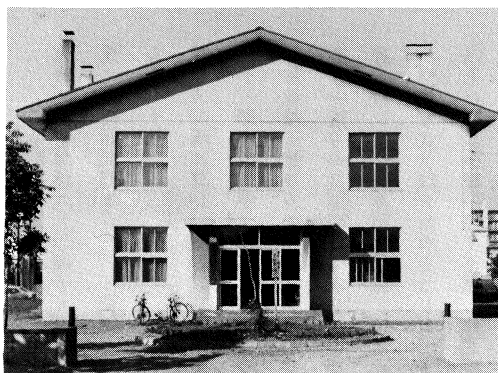
新憲法のもと、昭和二十二年四月十六日、法律第五九号をもって「裁判所法」が制定され、翌十

判所の設置 七日は法律第六三号によって苫小牧簡易裁判所の設置が決定し、同年五月三日に開所した。当初は札幌司法事務局苫小牧出張所（法務局出張所）の一室にて事務を開始したが、裁判官以下数名の職員のみであった。

昭和二十三年三月、王子町二三番地の旧帝室林野局苫小牧出張所樽前派出所だった建物を市が営林署より借用し、さらにこれを一時裁判所と検察庁が合同で借用し仮庁舎として、独立した建物を新設することになった。

裁判所の新築工事は、昭和二十五年六月、王子製紙所有地一、三七〇坪を賃借し、レンガ造り、亜鉛鍍金鋼板ぶき一部二階建ての総建坪数一〇四坪と倉庫、物品庫などを着手し、同年十二月にはその一部が出来上がったため、新庁舎に移転して事務を開始した。新築工事が完了したのは翌二十六年三月であった。

その後、簡易裁判所は書記官、事務官の配置と、調停委員、司法委員の設置があつて建物、内容ともに充実していった。



苫小牧簡易裁判所（昭和50年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

苦小牧簡易裁判所職員（昭和二十六年十二月末現在）

裁判官	書記官	書記官補	事務官	雇員	廷吏	調停委員	司法委員	備考
一	一	一	(一)	一	一	一五	一五	(一)は兼務

〔市勢要覧〕 昭和二十七年 苦小牧市

昭和二十五年に新築した建物は資材難の時の建築でもあったから、特に外装のいたみはなはだしく、同三十九年七月には旧庁舎を取りこわし、同所に新築することになった。このため、新築までの間、本町の元授産場を仮庁舎とすることになった。

新庁舎は、昭和三十九年七月に着手し、十一月に竣工したが、簡易ブロック造り九七坪九合であった。

昭和四十三年には同所内に札幌家庭裁判所苦小牧出張所が開設された。

苦小牧簡易裁判所裁判状況一覽表

年次	民			事			刑			事			民事調停			合			計
	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済	
昭和四一年	八九三	八九六	二九	六、二四一	六、三三〇	二八	四七	四七	一〇	七、一八一	七、二七三	六七							
四二年	七三八	七三八	二九	九、〇二一	九、〇一四	三五	四八	五〇	八	九、八〇七	九、八〇二	七二							
四三年	七一八	七二三	二四	六、三九七	六、四二一	一一	四三	四二	九	七、一五八	七、一八七	四四							
四四年	六四二	六五〇	一六	三、二四九	三、二四八	一二	三二	三六	五	三、九二三	三、九三四	三三							
四五年	六一七	六〇七	二六	三、一三一	三、二〇五	三八	四四	四三	六	三、八九二	三、八五五	七〇							

苫小牧市史 下巻

昭和四十六年	七〇二	六九二	三六	三、七一一	三、七三二	一七	四三	四二	七	四、四五六	四、四六六	六〇
四十七年	六一二	六〇七	四一	四六二	四、五八一	四八	四四	四四	七	五、二六八	五、二三二	九六
四十八年	五四六	五五〇	三七	五、〇二〇	五、〇二七	四一	五〇	四五	二二	五、六一六	五、六三二	九〇

『市勢統計書』 昭和四十六、四十九年 苫小牧市

札幌家庭裁判所苫小牧出張所裁判状況一覽表

年次	審		判		調		停		合		計	
	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済	受理	既済	未済
昭和四三年	六一	四八	一三	三一	二七	四	九二	七五	一七			
四四年	六四二	六五〇	一六	三、二四九	三、二四八	一二	三、九二三	三、九三四	三三			
四五年	六一七	六〇七	二六	三、二三一	三、二〇五	三八	三、八九二	三、八五五	七〇			
四六年	七〇二	六九二	三六	三、七一一	三、七三二	一七	四、四五六	四、四六六	六〇			
四七年	六一二	六〇七	四一	四六二	四、五八一	四八	五、二六八	五、二三二	九六			
四八年	五四六	五五〇	三七	五、〇二〇	五、〇二七	四一	五、六一六	五、六三二	九〇			

『市勢統計書』 昭和四十六、四十九年 苫小牧市



旧苦小牧区検察庁（昭和45年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

二 苦小牧区検察庁

苦小牧区検察庁の設置 新憲法の制定に基づき、昭和二十二年四月十六日、法律第六一号をもって検察庁法が公布され、同年五月三日には政令第三五号によって苦小牧区検察庁が設置された。

開庁当初は、苦小牧簡易裁判所同様札幌司法事務局苦小牧出張所に同居し、昭和二十三年三月には営林署所有の建物に移って仮庁舎とし執務を続けた。

昭和二十四年八月、新庁舎を旭町二九番地ノ一に建築することに決定、同年十一月には新庁舎が落成しここに移った。

当初は正式な検察官は置かれなかったが、昭和二十三年三月二十七日には副検事山本加藤が着任し、同二十六年末には副検事一名、検察事務官二名、雇員二名、小使一名の六名であった。

昭和四十八年一月には同地に法務合同庁舎が落成し、法務局苦小牧出張所と合同で使用している。

苫小牧区檢察庁檢察狀況一覽表

年次	刑 受 理	法 處 理	犯 未 済	道 受 理	交 處 理	違 未 済	そ 受 理	の 處 理	他 未 済	合 受 理	處 理	計 未 済
昭和四一年	五、一	五、一	六	八、四七	八、四二四	三	一七〇	一七〇	一	九、一七六	九、一四五	三
四二年	一、〇〇三	一、〇〇一	二	二一、六六二	二一、六四二	二〇	三三二	三三二	一	二、三八六	二、八六四	三
四三年	一、二六	一、二三	四	九、一〇五	九、〇九一	一四	三六一	三六一	一	一〇、五九二	一〇、五七四	二
四四年	一、二六五	一、二五七	八	三、八七五	三、八六四	二一	三三九	三三七	二	五、四九九	五、四八八	二
四五年	一、四五〇	一、四一九	三	三、四六三	三、四四〇	二三	二六六	二六一	五	五、一七九	五、二一〇	五
四六年	一、四三四	一、四二	三	四、三〇四	四、二九一	二三	二八二	二七八	四	六、〇〇〇	五、九九〇	三
四七年	一、三七一	一、二九七	七	五、七九九	五、七一九	八〇	二五一	二〇〇	三	七、四三一	七、三六	一五
四八年	一、五二二	一、四九五	七	六、三〇〇	六、二〇八	二三	三三九	三三七	二	八、〇四一	八、〇〇〇	二

〔市勢統計書〕 昭和四十六、四十九年 苫小牧市

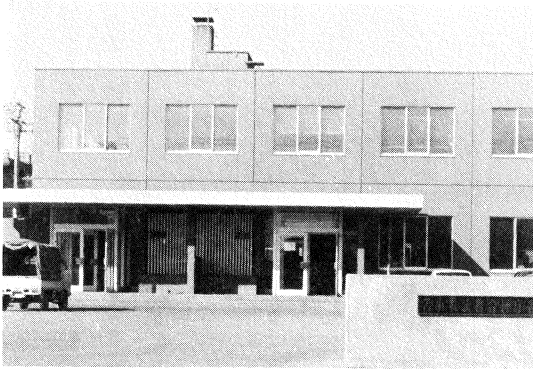
三 札幌法務局苫小牧出張所と司法関係機関

法務局苫小牧 札幌法務局苫小牧出張所は本市において最も古い司法事務所で、明治二十年二月一日、司法省令出張所の設置 第四号により札幌区裁判所苫小牧出張所が設置され登記事務だけを開始した。したがって一般的には『登記所』の名称で呼ばれていた。明治三十二年に室蘭区裁判所が設置されるとこの管轄下となり、やはり登記事務だけを行っていた。

大正十年五月の大火以前の庁舎は旧勇払街道沿いで、新川の苦小牧川落ち口付近にあったが、大火後は大町の現市立総合病院前に移転新築した。

昭和二十二年五月三日には、各司法関係法令の施行により室蘭区裁判所の司法事務分離があつて、札幌司法事務局苦小牧出張所と改称した。

昭和二十三年八月一日、法務庁告示により供託事務を開始、同二十四年六月一日には札幌法務局苦小牧出張所と改称し、翌二十五年八月一日から土地、家屋台帳登録事務を開始した。



法務合同庁舎（昭和50年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

昭和三十年には旭町七〇番地に事務所を新築移転したが、同四十八年一月法務合同庁舎の新設によりここに移り、苦小牧区検察庁と共同使用している。取り扱っている業務は、登記事務として不動産登記、商業登記事務のほか、
謄・抄本の閲覧を行っている。

司法関 戦前においては司法保護委員があり、犯罪者に対する更正保護係機関が行われていた。戦後になって、この委員に代わる機関として昭和二十五年二月二十五日、法律第二〇四号に基づいて司法保護司の制度が設けられ、苦小牧保護司会が発足した。保護司は社会奉仕の精神で犯罪者の更正を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域の浄化をはかり福祉に寄与することを使命としている。

人権擁護委員は、憲法で保障する基本的人権を擁護する機関として、昭和二十三年二月、法務省に人権擁護局が設置された。そして、この精神を徹底

するためには、国の力だけでは目的達成が困難で、民間の協力が必要であるということから市町村に人権擁護委員が置かれることになった。苦小牧市でも同二十四年六月、二名の人権擁護委員が置かれ、人格識見が高く、良く社会の実情に精通している人が要求され、法務省から委嘱され任期三年となっている。

注 入国管理事務所苦小牧港出張所は第一二編中の苦小牧港と勇払原野参照

第二章 災 害

第一節 火 災

一 主な大火記録

明治時代 苦小牧において記録に残っている明治時代の大火では、明治三十年と三十二年のものである。

の 大 火 明治三十年十月三十日の大火は、現樽前山神社付近にあった古戸金太郎宅が火元で、火は国道へとの

び、現市立自動車学校付近から東に走り、中央院の隣にあった眞宗本派説教所（現眞宗寺前身）に飛び火して、ここが第二火元となり、苦小牧川付近まで焼きつくしたもので、焼失戸数三五戸であった。

明治三十二年九月十五日の大火は市街地二五戸が焼けているが、場所、原因など詳しいことはわからない。

遊郭の 大正十年五月の大火前まで、苦小牧の遊郭は現樽前山神社の東側にあったが、大正四年には『遊明楼』

火 災 が火元で遊郭七軒と一般民家も焼く火事があった。

これは遊明楼の女郎が揮発油で着物の襟をふき、それをコタツにかけて乾かそうとしたものに火がつき、大火事に発展したものであった。同五年には六軒までが復興したが、同十年五月の大火で全滅し、場所を浜町に移すこととなった。

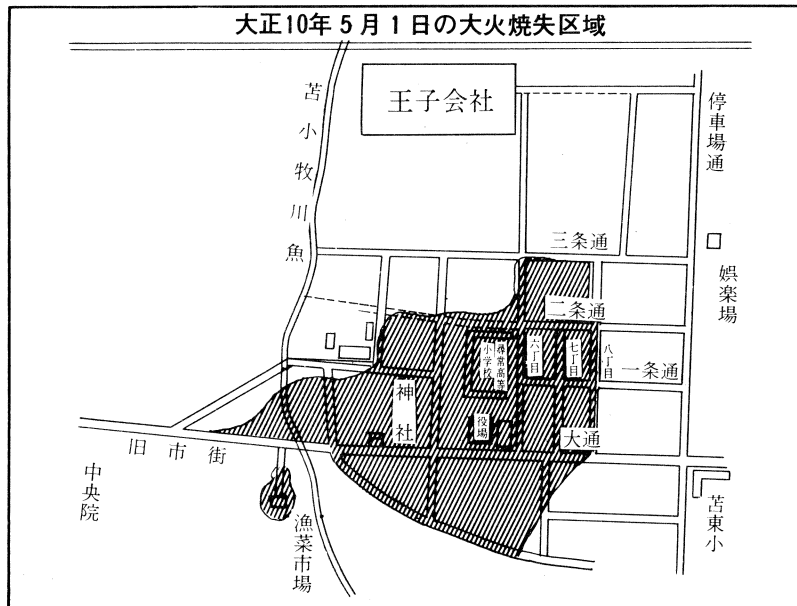
コイノボ 大正十年のコイノボリ大火は、本市の災害中
リ大火 最大のものであった。

大正十年五月一日午後一時二十分、市街地三条通り六丁目
佐藤次雄方（現大町大洋社印刷所裏付近）から出火した火は、風速
一五メートルの北風にあおられ、新川を越え当時の繁華街だ
った本町、幸町、元町をあつという間に焼きつくし、火の手
はさらに海岸、北方に延び、海岸で船まで焼き、わずか二時
間半に、官公庁、学校、会社、商店など主要施設のほとんど
を含む一、〇〇七戸を焼きつくしてしまった。

この日うら／＼と長閑な春の空は晴れ渡り人々は颯爽と野山に行
樂する日曜日であつた。暖かな春の一日に北の風が少々強かつた
がこれこそ悪魔をして縦横に蹂躪せしむる呪の風とは神ならぬ身
の何人が氣がつかう。

午後一時二十分俄然靜穩を破つて警鐘が亂打された。すはと見
れば三條通り六丁目の一角に當つて濛々たる黒煙の天に摩して屹
立するを見る。瞬間魔の手は怪しき嘲笑を浮べて南へ南へと扇形
に伸べられて行く。連日の晴天に乾燥し切つた桎梏根板壁は悪魔
の楽しい餌であつた。みるみる黒煙は天日を蔽ふて晝尚暗く煙を

大正10年5月1日の大火焼失区域



通して見る太陽は血よりも赤く喘ぎ、旋風は數十尺の炎をひきちぎつて地上にたゞきつければ火炎はのたうち火粉は四散して物凄く言語に絶し、阿鼻叫喚の修羅場は忽然として現出した。役場、學校附近は四方より火炎に包圍され一方火は既に川を跳越えて舊市街をなめつくさんとして火足の早き事實に怪火の名にそむかないものがある。

斯くして人々の茫無たるうちに荒れ狂ふこと二時間半、三時五十五分勇敢なるわが消防隊は一方を倒潰して漸く消口の端緒を得た。幸なる哉時に北風僅かに鎮り、惡魔は漸く亂舞をとめて峠は越えた。うち見れば殘烟の未だ濛々たる中に中原氏の石造㊦の石倉㊦の土藏の殘骸を見るはむしろ焦土をしてより一層悲慘事たらしむるものがある。何時もの「ボヤ」ならんと人々の氣のゆるみに急速の火足は思ふがまゝに魔手を振つて數十年の苦心經營も一朝にして烏有に歸して了つたのである。左に災害の狀況を略記しておく。

一、出火ノ時 大正十年五月一日午後一時二十分

一、出火ノ場所 苦小牧町三條通り六丁目 佐藤次雄方

一、出火ノ原因 ストープ煙突掃除不完全ノ爲發火

一、焼失區域 別圖參照（七萬千四百坪）

一、焼失ノ建物 全焼九九八、半焼四戸、住家四九二、倒潰五、苦小牧役場、苦小牧尋常高等小學校、苦小牧警察分署、苦

小牧郵便局、郷社樽前山神社、拓殖銀行苦小牧派出所、室蘭區裁判所苦小牧出張所（登記所）、勇拂白老水産組合事務所魚菜市場、活動常設館二、會社五、醫院四

一千〇七戸、全焼九九八、半焼四、倒潰五（五千三百五十人）

一、燒失戸數 住家四九二、非住家二二一、計六一三

一、被害棟數 五百二十三萬五千圓

内 譯

學 校 二十萬圓

役 場 三萬五千圓

町有電氣工作物 七萬圓

神社 二萬五千圓

寺院 一萬五千圓

其他一般 四百八十九萬圓

一、死傷者 死者一名、傷者二十五名

一、鎮火ノ時 大正十年五月一日午後五時五十分

（『苦小牧町史』 昭和十五年 苦小牧町に一部加筆）

火の回りが意外に早かったのは、五月節句を前にして各家庭では『コイノボリ』を立てていたが、このコイノボリに火がつき、火だるまとなって飛び、乾燥しきつた桎屋根に落ち次から次へと延焼していった。また、当時の消防設備として、新購入のガソリンポンプ一台があつたが、当日は休日であり、それに五月十日には道庁の審査があるということで、まさかこのような大火になるとは夢にも思わなかつた消防組員が出勤し、分解掃除中だったのである。このため、最新式のガソリンポンプがあつてもこれを使えず、残つた腕用ポンプ三台ではどうすることもできず、消防手はただぼう然と傍觀同様の状態であつた。

この大火を一名『コイノボリ大火』⁽²⁾といつたが、この大火後町民にはコイノボリは悪い印象となり、五月の節句がきてもしばらくは立てようとはしなかつた。⁽³⁾

この大火の原因は煙突掃除の不完全で、午後三時五五分には一応火はおさまり、完全に鎮火したのは同五時五〇分で町役場、西小学校、女子補習学校、警察分署、郵便局、神社、拓銀派出所、登記所、水産組合、市場、劇場二、会社五、医院四、遊郭など当時の本町主要施設のほとんどを焼いてしまつた。



市街地 1,007戸を焼いたコイノボリ大火
(大正10年 5月1日)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

被害総額は当時の金額で、学校二〇万円、役場三万五、〇〇〇円、町営電気七万円、神社二万五、〇〇〇円、寺院一万五、〇〇〇円、その他一般四八九万円の実に五二三万五、〇〇〇円にも達したのである。そのうえ、死傷者二六人⁽⁴⁾を出し、五、三五〇人が家とほとんどの家財を失い途方にくれたのである。

これらの被害者は、この災害からまぬがれた中央院常盤座、王子娯楽場、東小学校の各避難所に収容すべく、立札、貼札を各所に立てる一方、町職員などにより収容所設置を知らせて歩いたが、あまりにも大きなショックに、それさえ気づかず、焼跡に立たずむ者が多く、全員を収容し終えたのは午後九時過ぎであった。王子製紙、電気化学工場において炊出し、これを被害者にくばり、後には避難所において炊出し副食物とともに給与した。この収容所は一日から八日まで開所したが（王子娯楽場、東小學校は五日まで）、延べ収容人員は四、一四六人にのぼった。また、負傷者は王子病院に収容された。

避難者の中には、わずかな家具などを持ち出した人もあったが、これらの保管場所がなかったので、野外に特設保管所を設け警察分署では特に巡查を派遣して、この大切な家具類の管理看守にあたった。

避難所収容人員一覧表

月 日	東小學校		中央院		常盤座		王子娛樂場		合計	
五月一日	男 五九	女 五三	男 二	女 八	男 一九	女 八五	男 一四	女 一八二	男 八二	女 二六三
二日	八二	六三	一四	一四	二六	八九	六〇	一六三	一四七	三三〇
三日	八九	七四	一八	二	二九	九一	一六三	二二	一三四	四〇九
四日	一〇四	八二	三	三三	五	二五	二二	一七八	一六一	四三八
五日	八七	六五	八四	六五	一四九	一〇四	一八二	一九	九九	三九四
六日			八一	六三	一四四	八五	一四三			一六六
七日			七八	五	二九	六九	二五			一四七
八日			七四	五	二五	六二	一四			一三八
計	四三〇	三三五	七五五	三九一	二八五	六六六	七〇〇	五〇〇	一、二四〇	八五三
										六三三
										一、四七五
										二、三七四
										一、七二二
										四、一四六

避難所費用一覧表

收容所名	借		家	料	薪	炭	代	人			夫	賃	合
	坪数	借上日数						日数	人員	一人一日單位			
中央院	四〇	八	二〇〇円	一六〇〇円	八	三、四〇円	二、七〇円	八	三	一、八〇円	四、〇〇円	(二〇銭引)	

炊出状況一覽表

計	王子娛樂場	東小学校	常盤座
			五
			八
			三、〇〇
四、〇〇			二四、〇〇
	五	五	八
三、四〇	三、四〇	三、四〇	三、四〇
八、四〇	一七、〇〇	一七、〇〇	二七、二〇
	五	五	八
	三	三	三
	一、八〇	一、八〇	一、八〇
一四、〇〇	二七、〇〇	二七、〇〇	四三、〇〇 (二〇銭引)
二六、四〇			円

細目	摘	要	金額
米買入代	白米十三石三斗二升六合九勺	一石二付 三一圓	四一三、一三
副食物代			二五三、八五
味噌	六十七貫匁	一貫匁二付 一圓	六七、〇〇
醬油	一石五斗一升	一升二付 九十錢	一三五、九〇
漬物	澤庵二百十貫	一貫二付 二十錢	四二、〇〇
鹽	百七十九斤	一斤二付 五錢	八、九五
薪代	焚出用薪代四數分	一敷 六圓	二四、〇〇
器具指料			一三、〇〇
人夫賃			七二、〇〇
計			一、〇二九、八三

月 日	五月一日	二日	三日	四日	五日
戸 數	三二 	二八 二三 二四	一五 一四 一六	一五 一六 一六	六五 二七 二五
男	一九 	三三 二八 二二	二六 二四 二五	二八 三〇 二九	二二 二九 二四
女	一八 	二〇 一九 一九	二六 二三 二八	二五 二七 二六	一五 一五 一八
七十歳以上 十四歳未満	一五 	一六 一七 一七	二〇 一七 一五	一九 二〇 二二	六四 一六 一九
計	五四 	五五 五七 五八	七〇 六五 六三	七三 七二 七六	三〇〇 五〇八 五九一
米	七五・三 合	七九・一 七九・三 七六・二	八四・〇 八四・一 八四・〇	九八・〇 九八・一 九八・〇	四七・一 六九・三 七八・九
鹽	二〇 斤	二三 	三五 	四〇 	三五
味噌	五 貫	八 	一三 	一六 	一四
醬油	一七 升	一八 	二六 	二六 	二七
漬物	二五 貫	二九 	三五 	三七 	三五
人夫	一五 人	一五 	一五 	一五 	一五

計	五月六日			七日			八日		
	夕	晝	朝	夕	晝	朝	夕	晝	朝
	五	五四	五九	四	四七	四八	四	四三	四四
	二〇九	二二	二五	八九	九六	九八	八	八二	八五
	七五	八五	九六	八三	七九	八四	七	七九	七九
	八二	六七	七四	六	七六	七三	七	七五	七五
	二六六	二七三	二八七	二四〇	二五二	二五四	二	二六	二九
	三五・九	三七・一	三七・九 _合	三八・三	三三・三	三八・〇	三	三八・九	三八・七
	二		斤	二〇			五		
	四		貫	四			三		
	一五		升	二			八		
	一八		貫	一六			一五		
	九		人	九			九		

備考

- 五月一日(夕) ヨリ五月四日晝迄ハ罹災救助規程第四條ニ依リ町長ニ於テ專決處分シタルモノ
- 五月四日(夕) 以後ハ室蘭支廳長ニ引繼キ同支廳長ニ於テ救助ヲナシタルモノナリ
- 東小學校ハ五日ノ朝娛樂場ハ同日晝ヲ以テ閉塞シ收容者ヲ他ニケ所ニ移ス
- 中央院及常盤座避難所ハ一日前者ハ二圓、後者ハ三圓ノ割ニテ五月一日ヨリ八日迄借入レ

『苦小牧町史』 昭和十五年 苦小牧町

こうした中で、町当局、町有志、王子製紙などが中心となって、直ちに復興善後策が講じられ、二日には東小學校内に役場、警察分署、郵便局が仮事務所を設けた。さらに、同日には緊急臨時町会を同校にて開き、災害救済、復興に対する諸般の事項が協議され、五月三日（第一日）小保方卯市、相武吉治郎、伊東祐啓、四日（第二日）関義一、角義道、五日（第三日）門脇亀次郎、佐藤安平、星野藤七、関信止、六日（第四日）宮本六太郎、川上力之介、伊藤徳太郎、七日（第五日）大黒新助、岡田重吉、前田健之助の各町会議員が、五月七日までの間交代で仮事務所につめ、協議事務の実施、相談に当たることになった。

この間、鈴木町長は罹災救助規程第四条をもつて、敏速に救助事項を専決処分し、四日午後から室蘭支庁長に引き継ぎ、その後は同支庁長において救助を行うことになった。

五月五日に開かれた町会では、「災害復旧調査臨時委員規則」が定められ、一五名の委員が選出され、災害復旧に関する諸般の事項を協議し、その復旧に努力することになった。

災害復舊調査臨時委員規則

第一條 本町ニ災害復舊調査臨時委員ヲ置ク 委員ノ數ハ十五名トス

第二條 委員ハ町會議員ヲ以テ之ニ充テ其任期ヲ六ヶ月トス

第三條 委員ハ左ノ事項ヲ調査ス

一、災害復舊ニ關スル各般ノ事項

附 則

本則ハ大正十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

災害復舊調査臨時委員

川上力之介、星野藤七、岡田重吉、大黒新助、前田健之助、伊東祐啓、関義一、角義道、佐藤安平、関信止、門脇亀次郎、伊藤徳太郎、小保方卯市、宮本六太郎、相武吉治郎

『苦小牧町史』 昭和十五年 苦小牧町

五月五日、両陛下より金二、五〇〇円の御下賜金を賜わった旨内務省より通知があり、町長は五月七日付、町告諭第一号をもって「天皇皇后両陛下下ニハ本町火災ノ趣ヲ聞シ召サレ一般罹災者ニ対シ御救恤トシテ金二千五百圓御下賜アラセラル、天恩ノ優渥ナル洵ニ感激ノ至リニ堪エズ、町民ハ今後一層奮励努力以テ天恩ノ萬一ニ酬ヒ奉ランコトヲ期セザルベカラズ」と町民に周知した。これは、一、〇〇七戸の被害者に対し各二円四八錢ずつ分配され、余剰金は、特に困窮する世帯に一九錢を加算して同月二十九日に渡された。

これにより町民の復興に対する意気も大いに上がり、明るさを取り戻していった。さらに、苦小牧の大火の報が伝わるや、全国各地から同情の見舞金品がぞくぞく送られ、その額二万二、三〇九円余となり、一戸平均二二円を六月二十六日、各戸に分配し、復旧費用の一部としたほか、学校その他に渡された。

義捐金品寄贈者

金円寄贈者（一〇〇円以上）

小保方卯市	五〇〇	藤田 龍藏	一〇〇	小樽新聞社實業視察團員	一〇〇
北海タイムス	一〇〇	山本 由松	二〇〇	千歳村	二〇〇
足立 正	二〇〇	輪西商業組合及實業青年	二二四	寄贈物品競賣代	九〇六
高島菊次郎	七〇〇	小樽新聞社	三、〇三七	札幌追分研究會代表	一五〇

苦小牧市史 下卷

小林 俊二	一五〇	伊達村一般有志	一九三	中村捨次郎	五〇〇
相武吉治郎	二五〇	沼ノ端有志	三二八	岡田伊太郎	一〇〇
王子製紙會社	五、〇〇〇	門別村長	一〇〇	室蘭區長	一、九六三
川村 嘉市	一〇〇	室蘭母戀 村鹽岩次郎	一二〇	岩見澤各小學校	二二七
藤山 常一	五〇〇	佐々木久助	一〇〇	俱知安火災豫防組合婦人會	二〇〇
電化職員有志	一四〇	砂川 太平	一〇〇	厚 眞 村	二六七
名寄火防衛生婦人會	二二八	藤原銀次郎	一、〇〇〇	第二區民會長	三二七
北海道礦業株式會社	二〇〇	電化會社	一、〇〇〇		
苦小牧金円寄贈者 (一〇〇円以下)					
内山要三郎	井澤 正名	加藤久太郎	市川 一二	長田德太郎	杉浦 豊吉
君島 祖傳	後藤 國明	石田 良澄	高橋 榮造	佐藤廉太郎	水口 出世
齋藤 宇吉	泉山 吉郎	高木鎌五郎	小宮 良吉	目黒 文子	山形 武夫
秋山 晴雄	高田 良作	藤田 留吉	目黒 琢	高橋 大愍	水難救濟會
加川 佐市	丸山 進	林 末一	末次 工場	岩崎松太郎	細田秀太郎
松本幸次郎	苦小牧倉庫會社	五十嵐久四郎	關 信止	工藤 謙次	山本周太郎
五十嵐久三郎	大谷派本願寺	伊藤德太郎	山田芳太郎	早川 興作	末廣 耕三
村上 菟喜	角 義道	山際 奎助	波田野忠次	山田 健	
町外金円寄贈者 (二〇〇円以下)					
室蘭貨座敷組合、一柳仲次郎、伊達愛婦委員、夕張兼房政助、札幌山口壽一、宮城縣菅野庄藏、室蘭城谷豊三郎、東京西村庄太郎、三重縣松岡武右工門、植苗村有志、ニナルカ部落一同、沙流荷負安田權兵工、沙流軌道會社、佐瑠太坂東平吉、鷗川鹽谷梅吉、岩見					

澤追分節會、雨龍沼田福井縣人會、添牛内福田定吉、栗澤南教育會、山形縣鈴木千代太郎、三石板東秀太郎、札幌天理教嶋田利吉、
鷗川在郷軍人會、厚真聯合青年會、札幌天理教（北宜）信徒、札幌消防組員一同、札幌中央寺、鷗川春菜鬼吉、旭川小檜山鐵三郎、
厚真遠藤豐藏、植苗北部落、遠淺林末一、室蘭稅務署員一同、室蘭土木派出所室蘭區長中村俊靖、蛇田愛婦會、同上青年團員外有志
辨邊村有志、伊達町料理屋組合、伊達紋鼈青年團、室蘭武揚小學校、早來消防火防組合、伊達村長有志、室蘭婦人會、小樽新聞社、
栗山浪聲會好友會、浦河小野政一、美々部落一同、追分鷗會、美風會、札幌西村權務造、厚真村有志

物品寄贈者

白米九十四俵 南甚平、西田爲行、岸庸市、川村嘉市、岡崎長吉、第二區、中島梅右エ門、北山久五郎、古市孝次郎、相武吉治郎

吉森與三郎、竹本吉太郎、淀川齋藤宇吉、鷗川村役場

味噌醬油 難波秀治、吉田啓吉、正木才治郎、中島梅右エ門、小路善藏、望月宇一、齋藤宇吉

漬物 赤石彌市、五十嵐久四郎、吉森與三郎、青木元一、中濱鐵太郎、二區、竹本吉太郎、山本組

其他食用品 長野擴、宇波正吉、岡田重吉、松尾孝三郎、三井物產室蘭派出所

日用品 尾形龜吉、土永榮吉、正木商店、室蘭北辰小學校

日用品は札幌、室蘭などから購入し実費にて販売し、米穀、味噌、正油などは、王子製紙の消費組合で工場従業員同額の価格で売る一方、暴利取り締まりのため販売指定店を定めた。さらに、一般民家の復興のため、製材、たたみ建具などを販売し、一般住宅の復旧にあたった。なお、町が一般被災者に出した広告は次のとおりであった。

廉賣通知ノ廣告及製材廉賣廣告

一般罹災者ノ爲メ左ノ價格ヲ以テ左記ノ場所ニテ米噌ノ廉賣ヲ致シマス

記

苦小牧市史 下卷

酒田一等米 一俵十二圓五十錢 一升三十二錢

津輕上等味噌 一ノ一圓

右王子會社デ賣リマス

購入手續ハ王子事務所會計係ニテ現金ト引換デ受ケタル購入券ヲ以テ消費組合ヨリ物品ヲ受取ルノデス

庄内及津輕一等米 一俵十二圓五十錢 一升三十二錢

地 米一等 同 十一圓 一升二十八錢五厘

同 二等 (古市商店ニ限り) 一俵十圓八十錢 一升二十八錢

津輕上等味噌 (宮武商店ニ限り) 一ノ一圓二十錢

地味噌 (同) 一ノ八十五錢

最上醬油 (同) 一升九十錢

龜印醬油 (同) 一升六十錢

販賣商店名

南 甚平 野村末次郎 加藤多利藏 關 義一 正木才次郎 宮武 義則 古市孝次郎

各商店

右廣告ス

苦小牧町役場

製材廉賣——王子會社ノ申出ニヨリ中村組ニ於テ取扱フ

巾		十			九			六		
柱	厚	一	二	三	一	二	三	一	二	三
三寸五分	一、四〇	一、一〇	八〇	五五	一、一〇	八〇	六〇	四〇	一	一
三寸	一、〇〇	一、一〇	八〇	五五	一、一〇	八〇	六〇	四〇	一	一
同	一、〇〇	一、一〇	八〇	五五	一、一〇	八〇	六〇	四〇	一	一

並 櫓	三寸七分・七分	円
鴨 居 材	三寸五分 一寸七分	七〇
榑 木	二寸角	四五
同 種 木	一寸六分	三〇
小 舞		〇、〇五
板 並	六分	一、七〇
同	四分	一、一〇
同	八分	二、四〇
		円
		二五
		五五
		二二
		一、三五
		八五
		一、九〇
		円
		四〇
		九〇〇
		六〇
		一、三〇
		円
		五〇
		二六
		〇、〇三五
		円
		四〇
		二〇
		二五
		二五
		円
		三五
		〇、〇二五
		二八
		二〇
		円

大火後、東小学校在復旧事務所、役場をはじめ各官庁の仮事務所となったが、授業開始の関係もあつて仮役場を新築し、五月八日から役場はここにおいて事務を開始した。小学校児童、女子実業補習学校生徒は、九日より各地からの同情により贈られた古本、書籍、学用品をもって、高等科二年生は王子養成工教室、女子実業補習学校は王子娯楽場を仮教室とし、その他は東小学校において二部授業を行ったのである。

た。このため、五月二十一日の町会において三〇万円の復旧起債を決議し、町長および復旧調査委員代表が上京し、大蔵省、内務省当局に交渉嘆願することになった。

ただ、政府において認可され現金になるまでには、相当の日数を要したので、拓殖銀行から三〇万円の一時借入金をもって、復旧費用にあてていくことになり、大正五年七月一日の町会で、一時借入金の件を議決し、町債をもって返還することにした。また、借入利息は当初年九分五厘であつたが、災害復旧という特殊性から、年四分八厘に引き下げられた。⁽⁶⁾

起債理由書

大正十年五月一日本町ハ町創始以來未曾有ノ大火ニ遭遇シ其ノ焼失區域七万四千四百坪戸數千七戸ノ多數ニ及ビ、本町ノ主タル繁榮地ノ大部分ハ烏有ニ歸セリ、而シテ此ノ災害ニ於テ町有財産ノ焼失セシモノ町役場廳舎及倉庫、苦小牧尋常高等小學校及苦小牧女子實業補習學校舎、町吏員學校教員住宅、町有電氣工作物、消防器械置場、火ノ見櫓等ニシテ此損害價格實二十有餘万圓ノ巨額ニ達ス、焼失後不取敢役場ハ假廳舎ヲ設ケ執務シ小學校兒童及女子實業補習學校生徒ハ東尋常小學校及王子會社ノ家屋ニケ所ヲ借受ケ假教室ニ充當シ、三部教授ノ方法等ニ依リ辛フジテ教授シツ、アリト雖モ是等造營物復舊ハ當面ノ急ニ屬ス然ルニ當町本年四月一日現在ノ戸數三千七百五十四戸ノ内今回ノ罹災戸數ハ千七百ニシテ戸數ヨリ打算スルトキハ全戸數ノ三分ノ一二達セズト雖焼失セザル戸數ノ内一千餘戸ハ會社従業員ノ社宅ニシテ之ガ資力ノ點ニ於テハ多額ノ町費ヲ負擔スル者ハ多ク災ニ罹リタルノ關係上今後一般町民ノ負擔増加ハ蓋シ免レ難キ所ナリトス、殊ニ本町住民ノ大部分ハ職工或ハ勞働者等、要之中産以下ノ者其ノ多クヲ占メ居レルヲ以テ今回ノ火災ニ於テ多ク中産以下ノ者罹災シタル結果是等中産以下ノ細民ノ負擔ハ今後一層ソノ重キヲ加フベク加之財界不況ノ今日既述有財産ノ復舊費ヲ一時ニ町税ノ賦課ニ俟ツハ到底町民ノ負擔ニ耐エザル所ナルヲ以テ餘儀ナク之ガ財源ヲ起債ニ求メザルベカラズ、而シテ償還年限ハ可及的之ヲ短縮スルノ素志ナルモ本町住民負擔ノ關係ハ前述ノ如クニシテ殊ニ一般町家財政疲弊ノ回復ハ是亦容易ノ

業ナラズ加之本町ハ多ク火山灰地ニシテ元來農耕ニ適セズ少部分ノ宅地ヲ除ク以外ハ殆ンド收益ノ見ルベキモノナキノミナラズ其ノ大部分ハ有租地ニシテ現ニ地價割ノ賦課シツ、アルヲ以テ之ヲ特別段別割トシ賦課増徴スルニ於テハ土地ニ對スル負擔過重トナリ、甚ダ適切ナラザルモノアルヲ以テ今後之ガ償還財源ヲ所得稅附加稅増徴ニ求メ別紙年次表ノ如ク年利四分八厘ヲ以テ本年度ヨリ三ヶ年間据置トナシ大正十三年度ヨリ十七ヶ年ヲ以テ町債全部ノ償還ヲ爲サムトス

議 決 書

一、起債金額 三十万圓

一、起債目的 災害復舊費ニ充ツル爲

一、利息ノ定率 年利四分八厘以内

一、借入先 政府又ハ北海道廳地方費

一、借入時期 大正十年度但借入期日ハ借入先ト協定スルモノトス

一、据置期間 借入ノ月ヨリ大正十三年三月マデ

一、償還期間 自大正十三年度至大正二十九年年度十七ヶ年賦

別紙償還年次表ノ通但毎年度ノ償還期日ハ借入先ト協定スルモノトス町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮スルコトヲ得

一、償還財源 町 税

大正十年五月二十一日議決、同七月十四日變更議決

事 業 計 畫 書

イ、事業ノ概要及着手並竣成

本月一日本町創始以來未曾有ノ大火ニ遭遇シ町有財産中（前出略）ヲ焼失スルノ已ムナキニ至リシヲ以テ速ニ之ガ復舊ヲ遂グルノ必要アリ以テ以下述ブル所ノ事業要領ニ基キ復舊工事ヲ爲サントス而シテ今回稟請ノ起債許可ノ上ハ直チニ事業ニ着手シ數ヶ月ニ

シテ之等全部工事ノ竣工ヲ見ルノ計畫ナリ

ロ、復舊ニ要スル事務費

町役場書類ノ殆ト全部ハ燒燼ニ歸シタルヲ以テ之ガ回復ハ事最モ至難ノ事項ニ屬スルヲ以テ別紙本年度豫算書ニ示サガ如ク技術員臨時雇等ヲ雇入レ速ニ之ガ復舊ヲ圖ラントス尚本年度ニ於テ現ニ購入中ニ係ル備品消耗品其他一切ノ執務用品ハ悉ク燒失セシヲ以テ別冊豫算ノ通復舊調達ヲナサムトス

ハ、假廳舎及假住宅ノ建設

町役場類燒後直チニ市内東尋常小學校内ニ假役場事務所ヲ開設シ専ラ災害事務ニ從事シ居リタルモ苦小牧尋常高等小學校並女子實業補習學校亦類燒セシヲ以テ是等兒童及生徒ハ可及的東小學校ニ收容適宜ノ方法ニヨリ教授スルノ適切ナルヲ認メ役場事務ハ民家ヲ借入レ執務セントセシモ適當ノ場屋ナカリシヲ以テ假廳舎ヲ建設シ本月八日ヨリ引移リ執務シツ、アリ、尚吏員及學校教員ノ災ニ罹リタルモノ亦多數ニシテ到底適當ナル借屋ヲ得ル能ハザルノ狀態ナリシヲ以テ十二戸建ノ假住宅ヲ建設シ是等ノ罹災者ヲ引移ラシメ即時執務上支障ナカラシメタリ

ニ、町役場吏員住宅及本廳舎其他建築

從來ノ町役場ハ殆ト市街ノ中央ニ位シ利便上適當ナリシモノアリト雖四圍繞スニ民家ヲ以テセルノ關係上、一旦火災ノ勃發スルニ於テハ到底類燒ヲ免レ得ザルノ憾アルヲ以テ是等諸種ノ事情ヲ考慮シ最モ適當ト認ムル本市街五十四番地ニ變更シ別紙豫算書ノ通り建設セントス、附屬建物及町吏員住宅亦同シ

ホ、議事堂其他復舊

從來會議室ハ役場樓上ニ設ケアリシモ本町ハ強風多キノミナラズ火災等ノ場合ニ階建ノ極メテ危殆ナルヲ慮リ是ヲ別棟ノ平家建トシ町役場廳舎附近ニ建設セントス、尚會議用備品ハ一切燒燼ニ歸シタルヲ以テ別紙豫算ノ範圍内ニ於テ之ガ復舊ヲナサントス

ヘ、土木工事

今回ノ大火ノ最モ猛烈ナリシ間ハ僅ニ數時間ニ過ギザリシト雖モ火力頗ル激甚ニシテ橋梁及新川ノ土留柵燒失破損セシ點點カラザ

リシヲ以テ別紙豫算ノ示スガ如ク速ニ之ガ復舊ヲナサントス
ト、御眞影奉置所小學校舍及増築

從來ノ苦小牧尋常高等小學校ハ從來ノ役場廳舎ト隣接シ市街ノ中央ニ存在セシヲ以テ現在ノ東尋常小學校ノ開校セラル、マデハ兒童ノ通學上比較的便利ナリシモ其後逐年學齡兒童ノ増加ニ伴ヒ同校ノ新設ヲ見ルヤ一般町家ノ増加ニ伴ヒ漸次兩者接近スルノ形トナリ通學上寧ろ適當ヲ缺クニ至リシノミナラズ防火上亦適當ナルヲ認メ今回之ヲ最モ適切ナル市街ノ西方三百八十八番地ニ移轉建築セムトス、之レ東方ニハ東尋常小學校ノ設ケアルヲ以テナリ

校舍以外ノ建築物亦同ジ、尚東尋常小學校ニハ本年ヨリ高等科併置ノ計畫ニテ現ニ手續中ニ屬スルノミナラズ兩校ノ通學區域ハ市街ノ中央ヲ貫流スル新川ヲ以テ區分スルヲ尤モ適當ト認ム、然ルトキハ兩通學區域ノ兒童ハ略々二分セラレ非常ニ便利ナルモ從來ハ兩校ノ學級數等ノ關係上統一ヲ期スル能ハザリシヲ以テ此場合ニ於テ從來ノ二十一學級タリシ苦小牧校ヲ十六學級トシ別ニ女子實業補習學校ニ學級ヲ附設、前記ノ場所變更新設シ爾餘五學級ハ東小學校ヘ増築セントス、其各工費豫算等別紙ノ通り

チ、女子實業補習學校諸用品回復

女子實業補習學校ハ從來苦小牧尋常高等小學校内ニ附設シアリタルモ、其備品消耗品等ハ今回ノ火災ニ於テ全部焼失シタルヲ以テ是亦別紙豫算之通り速ニ復舊ノ上教授上支障ナカラシメムトス

リ、消防番屋其他新設工事

今回ノ火災ニ於ケル焼失區域ハ實ニ七万四千四百坪ノ廣キニ及ヒ其間消防組ハ最善ノ努力ヲナシタルモ事遂ニ茲ニ及ビタルハ尤モ遺憾トスル所ニシテ其地域内ニ建設シアリタル消防番屋及火ノ見櫓等亦焼失スルノ止ムナキニ至レリ

然レドモ此等ハ万一ノ場合ニ備フル爲最モ速ニ回復スルノ要アリ
ヌ、町營電氣工作物ノ復舊

本事業ハ別紙平面圖ニ示スガ如ク舊市街及停車場通り間ノ焼失電工作物即チ電燈四千灯ヲ取付ケ是ガ電氣供給設備トシテ配電線路約三哩ヲ建設セムトスル而シテ配電線中約一哩ハ高壓交流三相三線式及低壓單相二線式又ハ三線式ノ二回線ヲ架設シ約二哩ハ低壓

苦小牧市史 下卷

單相二線式又ハ三相三線式ノ二回線或ハ一回線ヲ架設スルモノニシテ配電線路中要所々々ニ變壓器ヲ設備シ高壓電氣ヲ低壓ニ變シ是ヲ低壓配電線ニ接續シ以テ之ヲ使用者ニ供給スルモノニシテ線路中必要ノ箇所ニハ非常開閉器ヲ設ケ非常ノ便ニ備フル等配電上重要ナル設備ノ一切ヲ施工スルモノトス
尚詳細ナル材料調ハ別紙豫算書ノ通り

ル、公設便所ノ建設

今回ノ火災ニ於テ從來大通苦小牧川附近及二條通新川附近ニ設置シアリタル公設便所二ヶ所焼失シタルヲ以テ之ヲ復舊ス

ヲ、火防線土地買收

今回ノ最モ激烈ヲ極メタルハ僅力數時間ニ過ギザルノミナラズ、晝間ノ火災ナリシニモ拘ラズ罹災戸數實ニ千有餘戸ノ多數ニ及ブ而シテ此罹災戸數中商品ハ勿論普通ノ家具スラ持出シタルモノ殆ド稀ニシテ家財全焼ノ已ムナキニ至リシモノ亦枚舉ニ遑アラズ
白晝ノ火災ニ於テ斯ク悲惨ノ狀態ニ陥リシハ其原因素ヨリ一ニシテ足ラズト雖火防線及通路ノ不完全ナリシニ最モ基因ス依テ町ハ今回ノ災害ニ鑑ミ此場合ニ於テ之ガ費用ヲ支出シ可及的火防線及通路ヲ完備セシムルコトニ努メ以テ斯ル災厄ニ遭遇セザラシメ町民ノ福利ヲ増進セントス

ワ、傳染病隔離病舎ノ移轉

今回新築セントスル苦小牧尋常高等小學校ノ敷地ハ現在ノ隔離病舎ニ接近セルヲ以テ是ヲ衛生上何等支障ナキ町有地タル大字苦小牧町三百八十八番地ニ移轉セントス

カ、事業費豫算調

區	分	金	額	區	分	金	額	區	分	金	額
事	務	所	費	一八、二七九	圓			需	雜	七、〇三七	圓
手	當			一、九六〇				要	給	七、二〇二	圓
								費		假廳舍及住宅費	四、一二二
										費	二、〇八〇
											圓

假廳舎新築費	二、二六三	小學校費	一四一、七八四	器械置場新築	二、八五〇
假住宅新築費	一、八四九	奉置所	一、〇〇〇	火ノ見櫓	四〇〇
新築費	三四、四七八	校舎新築	一二四、一〇八	器械器具	五〇〇
役場廳舎	二〇、一七四	同増築	一〇、七九二	電氣事業費	五二、四六九
吏員住宅	一四、三〇四	校長住宅新築	一、〇〇〇	配電線路工事	一一、八三五
會議費	六、六〇五	需要費	一四、八八四	電灯取附工事	四〇、六三四
議事堂新築費	五、六八七	女子補習學校	四、一一〇	公設便所費	七八六
需要費	九一八	備品費	三、九六〇	火防線土地買收費	五六、五六〇
土木費	一四、五六〇	消耗費	一五〇	隔離病舎移轉費	二、三三六
道路橋梁	一四、五六〇	警備費	三、七五〇	計	三三九、八一九

『苦小牧町史』 昭和十五年 苦小牧町

当時の苦小牧の職業構成は職工、日雇労働者などの中産階級以下の者が多く、約三分の一にあたる一、〇〇〇戸は王子製紙従業員の社宅で占められていた。このため、火災による町有財産の復旧を一時に町税の賦課によることもできず、また、地価割の賦課を一気に段別割として賦課し増徴をはかることは、火山灰地の農耕不適地では、土地に対する負担過重があった。さらに、復旧による出費も多いことから、制限までの増賦課はいたずらに住民を苦しめる結果となることから、償還財源を所得税付加税の増徴に求めることとし、年利四分八厘をもって、大正十年より三カ年間据置き、同十三年から十七カ年年賦をもって町債全部を償還することにした。この間の据置き三カ年の増税をさけ

民力の休養を図り、その回復を期すことにしたのである。

かくして、鈴木町長、小保方道議、川上町議の努力と栗林代議士の協力によって、災害復旧起債は大正十年八月二十九日、内務大臣、大蔵大臣名をもって許可となった。

内務省北地第三九二號

大正十年七月十五日北海道勇拂郡苫小牧町苦應第一二四號稟議起債ノ件許可ス

大正十年八月二十九日

内務大臣	床次竹次郎
大蔵大臣	子爵 高橋 是清

〔苫小牧町史〕 昭和十五年 苫小牧町

苫小牧の災害復旧は実に早かった。わずか一年たらずにして面目を一新したのである。町民の持つ復興的気分は実に旺盛熾烈たるものがあり、町当局者、町会議員はいずれもわが家の犠牲を忘れ、不眠不休による文字通り心血を注いで努力であつた。まさしく、新苫小牧の建設への出発であつた。しかしながら、他方から考えた場合、この大火は苫小牧に一つの機会を与えてくれたものでもあつた。

というのは、苫小牧は王子製紙の進出以来飛躍的な発展をとげていたが、これは極めて無計画、無統制のまま行われ、地番一つを見ても取得順につけられていたから、駅前の渡辺待合が苫小牧町大字苫小牧七八番地で、次の大字苫小牧町七九番地が大字の中原商店というように地番はとびになつていて、市区の状態は著しく不規則であり、苫小牧発展上の障害ともなつていた。このため、町民有志の間から市区改正、官公衙の移転、遊郭の移転、上水下水の設置、火防線の設定、小学校の移転、公園の計画、公会堂の建設、中等学校の完備など諸般の重要問題が町百年の大

計として真面目に論議されはじめたのである。この問題は大火によって根本的に解決し、新しい苦小牧建設の一大機会を与える天の試練であったともいえるのである。

この大火のため、大正十年度の苦小牧町の予算もふくれあがり、災害復旧起債三〇万円、ほかに一般会計で四万円特別会計で五万円の計三九万円の町債と基本財産支消金を得て町復旧事業にあたったが、この年の歳入決算額は、実に六一万二五円七七銭五厘となった。しかし、年度末には、町関係者の努力によって七万四、九六五円余を翌年繰越金とし、前年多額の借財によって家を再建した町民の税負担軽減に振り当てられたのである。この大正十年の決算額は、その後昭和十四年度まで破ることができず、同十五年のものに匹敵するものであった。

こうして、苦小牧はこの大火の試練を乗り越えた。そして、火災に対しては異常なほど神経質となり、屋上制限を実施して亜鉛屋根を奨励し、その設備、予防にも万全を期すことになった。

この大火後は、毎年五月一日になると大火記念としてお菓子をくばり、防火思想を盛り上げ、伝統的な防火デーが出来上がったのである。

昭和初期の 昭和二年九月八日午前一時三〇分ころ、大町一六番地（旭館通り）寺林栄作方より出火、この火災で**主な火災** 旭館を含む三七戸が焼失、損害金額は六万五、〇〇〇円で、消防手四名が負傷した。この火災では町はトタン屋根がまだまだ普及されていないことを悟り、無利子にて資金を貸出し、極力トタン屋根にすることを奨励し、近代的建物に対する関心を高めようとしたのである。

昭和九年三月十六日午前四時四五分、同じ旭館通りのカフェーみよしより出火、三戸を焼失し、女給二名死亡、負傷者二名があった。この火災は午前四時近くに店を閉め、女給などがぐっすり寝込んだ時に、出火、気が付いた時には相当火が回っており、寝巻姿の女給二名は着替える余裕もなく、そのまま外へ出ようとしたが、はじらいが手伝っ

てかそれでもできず、とうとう逃げ場を失い、二階の階段降り口付近で折り重なるようにして焼け死んでいたといわれている。苦小牧では火事現場での死亡は、記録にあるものでははじめてのことであった。

戦後の学

昭和二十二年九月十四日午前二時二五分ころ、庁立苦小牧工業学校（現苦小牧工業高校職員室より出火

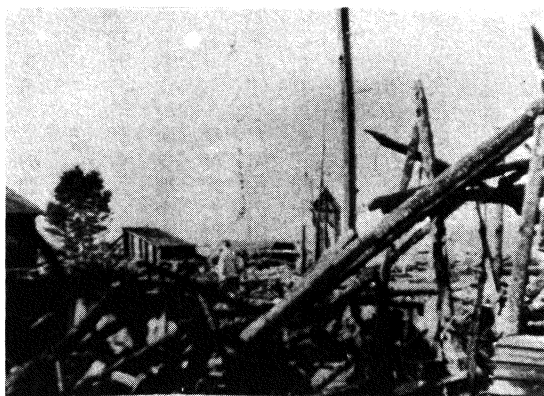
校火災

夜中の暴風と雷雨の悪天候のため消火作業が遅れ、本館二、三八九平方メートル、廊下一三二平方メー

トル、小使室、宿直室など一二八平方メートルの計二、六四九平方メートルを焼失した。原因は電熱器の不始末で、同五時近くに鎮火したが、この間、消防団と教職員、在町生徒もかけつけ、必死の努力により、各科実習室、製図室体育館だけは無事であった。

翌日より授業は各実験・実習室と体育館を教室として開始され、机、椅子は東小学校、苦小牧高校（現苦小牧東高校）、王子製紙などより借用した。

本校の復興対策は、町、町議会が中心となり、火災当日の九月十四日に『苦小牧工業学校復興協議会』が開かれ、次いで同月二十二日にはPTA総会も開かれ復旧対策を協議した。そして、十月二十



苦小牧工業学校の火災（昭和22年）
〔苦工創立四十周年記念誌より〕



苦小牧西高校の火災を報ずる新聞
（昭和29年）〔堀江敏夫蔵〕

二日には会長田中町長、副会長菊地町議会議長とする『苫小牧工業学校復興期成会』が結成され、大規模な資金募集計画が進められることになった。この資金募集には苫小牧町内をはじめ、近接町村、道内外同窓生から三七二万九、三三四円が寄せられ、その復旧の一部にあてられることになった。

復旧工事は昭和二十三年、二十四年の二期に分けて行われ、同二十四年十月十五日にその復旧がなったのである。

昭和二十八年十二月八日午前零時五〇分、弥生町二四番地苫小牧西高校校舎正面右側教室付近から出火、発見が遅れたため体育館、小使室、武道室を除き、本校の四分の三、二、三二〇平方メートルを全焼し同二時ころ鎮火した。当時の新聞はこの火災の様子を次のように報じていた。

この夜無風状態だったが、発見が遅れたため同校正面玄関右事務室二階は発火間もなく棟が焼け落ち、消防車が現場にかけつけたころはすでに火の手が全校舎をおおい火の粉は隣りの西小学校に吹き飛ばされ、このため西小教員をはじめ付近の人々が屋根によじ登り、バケツリレーで屋根一面に散水するなど文字通りてんやわんやだった。

一方この火事集った弥次馬はざつと二千名を数え、火の粉は弥次馬達の頭に落ち大騒ぎとなり、苫市警察署員がこの整理におおわらわだった。ただ、西高寄宿舎が難をまぬがれたのは不幸中の幸いだった。

（『苫小牧民報』 昭和二十八年十二月九日号）

この日スケート部員八名が本校作法室に合宿中だったが、全員無事に退避した。原因については当初スケート部の残り火らしいということであったが、その後の調査においてもはっきりせず原因不明として処理された。

同日午前十時には緊急市議会、教育委員会が招集され、今後の対策を協議し、とりあえず西小学校の一一教室を借用して、同月九日より授業を再開する一方、道、道教委に状況を報告して具体策を決めていくことになった。

本校の再建工事は、昭和二十九年六月に着手されたが、本市の発展により旧校地は市街地内にあり、敷地も狭いな

どから西町一五番地に移して新築され、ブロック式により二十九年度、三十年度の二期に分けて行われ、同三十年七月末に完成した。

住宅地 昭和二十七年五月十二日午後一時二分ごろ、市内元町六五番地河合精次郎（同居人小山照子）方から出火の火災 火は一三メートルの強風にあおられ、あっという間に住宅密集地の二〇棟（非住宅六棟）一八世帯をほとんど全焼して同一時四〇分鎮火した。

火事の原因は炭火から壁紙の破れ目に火が燃え移ったもので、一、〇九八平方メートルを焼失、損害は一、五六一万円であつた。

この火災は三十年來の大火ともいわれたほどで、八八名が焼け出され、仮避難所となつた七区会館に收容され、市福祉事務所では直ちに救助物資として毛布一人に一枚、米一人一升を特配、その後も被災者の收容所として七区会館を解放し、同日午後六時には田中市長が被災者を見舞つた。

翌十三日には、市長の要請により市議會議員協議会が開かれ、元町の火災対策について協議され、救助に万全を期すことになった。市福祉事務所には市内の有志から同情の義援金品がとどけられたほか、苦小牧民報社においても市と協力、義援金を募ることになった。

昭和四十年九月一日午前一時三四分ごろ、市内中野四七番地小畠アパートより出火、三棟一五戸、四一五平方メートルを焼いて同二時三〇分ごろ鎮火した。

この火事で一七世帯、三三人が焼け出され、一時中野会館に避難し夜を明かした。

火事の原因は石炭ストーブにゴミを入れて焼いていたところ、煙筒から火がでて燃え広がったものであつたが、付近は水の便が悪く、消防自動車一三台出動したが、消火にあつたのはわずか五台だけであつた。

同日朝には、市福祉事務所と市社会福祉協議会から一世帯に七、〇〇〇円の見舞金と毛布、衣類などが贈られた。なお、このうち四世帯は空いている公営住宅に収容された。

最近の火災 産業、文化の著しい発展と生活様式の多様化によって、電気製品、石油関係器具、暖房器具など危険物の増加、石油タンク施設の拡大などにより、火災危険は増大してきたといえる。

また、建築構造の変化から高層建物であるビル火災の危険性も生じてきたのである。さいわい本市においてはこれまでこれに類する火災はないが、今後十分気を付けなければならないところである。

最近の火災の特色として焼死者が極めて多くなってきたおり、その焼死者の大半は独居、母子、父子家庭で占められていることである。そして原因も多様化してはいるが、十分注意を払えば防ぐことの出来る火災がほとんどである。今後においては各関係機関との緊密な連絡連携のもと、防火思想の徹底と予防対策などはかり、家庭、職場をも通し市民一体となった防火体制を推進していく必要がある。

火災発生原因一覽表

年次	火災発生原因									
	たばこ	火あそび	漏電	煙突	石油ストーブ	他のストーブ	電気器具	ガス石油引火	その他	放火
昭和四一年	四	三	八	一	三	三	四	六	一三	一
四二年	五	八	三	一	二	一	一	三	二一	一
四三年	六	二	五	二	四	三	三	二	一一	一
四四年	八	六	一	三	二	二	二	五	一六	四
四五年	六	六	二	四	二	二	二	六	二二	一
計	四四	五〇	四九	六五	五五	二	一	五	一	一

昭和四十六年			昭和四十七年			昭和四十八年		
六			一〇			一七		
八			五			二		
三			三			三		
二			一			一		
九			八			八		
三			二			一		
四			一			一		
八			三			九		
一六			二五			二九		
一			二			五		
四			六			二		
六四			六六			七六		

〔市勢統計書〕昭和四十六、四十九年 苦小牧市

注 (1) 『とまこまい昔がたり③伊藤ヨシ』昭和四十八年 広報とまこまい

(2) 元消防組部長、市消防長 堀江政之談による

(3) 『消防年報』昭和四十六年 苦小牧市消防本部

(4) 当初は負傷者のみであったが、病院収容後一名が死亡した。

(5) 『苦小牧町史』昭和十五年 苦小牧町

(6) 『苦小牧町会会議録』大正十年 苦小牧町

(7) 『苦小牧町名地番改正調書』昭和三年 苦小牧町

二 苦小牧における主要火災状況一覧表

年	月	日	時	分	場 所	出 火 元	原 因	焼 失 戸 数	焼 失 面 積	損 害 総 額 (当時の金額)	死 者	死 傷 者
明治 三〇・一〇・三〇					矢代町〔国道	古戸金太郎						
三二・九・一五					市街地			三				

[illegible]

昭和	昭和三十九年	昭和三十八年	昭和三十七年	昭和三十六年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	昭和二十九年	昭和二十八年	昭和二十七年	昭和二十六年	昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年	昭和二十二年	昭和二十一年	昭和二十年	昭和十九年	昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	昭和十五年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年																																																																																																									
四〇・八・二三	六・二〇	末広町	たから屋食堂	都市ガスの漏洩に引火	二戸	二七二	千円	一	四〇・九・一	一・三四	中野	小島アパート	煙突の火の粉	一五	四五	五、六一	一	四〇・一・四	三・四〇	錦町	白山洋服店	電気毛布	一	二九	五、七五九	一	四〇・二・一三	〇・二五	音羽町	渡辺建具工場	不明	七	六〇八	七〇三八	一	四一・二・一二	七・〇〇	末広町	小野寺一郎	アイロンの不始末	一	二	六二	一	四二・四・二一	八・三八	汐見町	山中正美	石炭ストーブに布団接触	五	八四	一、四二	一	四二・四・一五	一九・四六	錦町	第一洋食店	灯油に引火	五	八六	二九、三五	一	四二・二・一〇	一四・〇〇	モータラップ	米田忠雄	不明	一棟	六三	一、二三	一	四二・二・一〇	一四・〇〇	モータラップ	スキーハウス	不明	一戸	六七	七、九六一	一	四四・二・二	八・〇〇	大町	菅原相仁	石油ストーブ構造不良	五戸	五〇〇	八、二六	一	四四・三・一八	二・〇〇	山手町	沢田武	漏洩灯油に引火	一棟	一	三〇七	一	四四・四・一	一九・〇〇	表町	加藤悟	たばこの落し火	一戸	三三	三、〇四八	一	四四・一・一七	五・一七	末広町	館正司	石油ストーブ取扱不良	五戸	四〇	一、六二六	一	四四・一・一七	二一・一五	旭町	坂木工場	不明	三棟	四〇六	六、四六四	一	四四・二・三〇	八・一〇	西弥生町	荒井利昭	たばこの落し火	一戸	一	二	一	四五・一・一〇	一三・三八	大町	木戸成茂	焚火の不始末	二	二九〇	三、七二	一

[illegible]

『苦小牧消防組沿革年表』 昭和十二年 苦小牧毎日新聞、『消防年報』 各年 苦小牧市消防本部より作成

第二節 気象災害とその他の災害

一 水害と地震

1354

昭和六年には長雨による水害があつて農作物に一、七八八円の水害があつたし、同八年には豪雨による水害によつて農作物一万三、六〇六円の被害があつた。同十四年七月十日、豪雨のため河川がはんらんし、交通途絶となり、農業被害も相当額にのぼつた。

昭和二十五年八月の大水害は列車脱線転覆事故が重なり、死者一七名、負傷者五〇名、床上浸水家屋一、五三〇戸、床下浸水家屋四、〇七五戸という本市最大の災害となつた。

昭和二十九年九月の台風では、同年五月の暴風雨と合わせ風倒木三五〇万石を出し、被害額では最大なものであつた。昭和三十七年八月の台風は家屋浸水、堤防欠壊があり、農作物に相当の損害をあたえた。同四十年九月には長雨により床下浸水八五三戸、その一週間後の台風では床上浸水七世帯、床下浸水一、一七〇世帯を数えた。さらに、同年九月十七日には台風による被害をうけるといふ連続的なものであつた。

昭和四十三年五月の十勝沖地震は、震度六という道内最大であつたが、死者一名、重軽傷者二一名にとどまり、震度のわりに火災などもなく不幸中の幸いであつたといえるが、各種において約八億円にのぼる被害があつた。

昭和二十五 昭和二十五年七月三十一日から降りだした雨は、不連続線上に南方、北方の大気が苦小牧地方に集年の大水害 合し空気のかく乱状態が起き雷を招いて大雨となつた。翌八月一日午後一〇時四〇分までに総雨量四四七・九ミリに達し、本市はじまつて以来の大豪雨となつた。

火山灰地だから水はけがよく、大ていの場合は大丈夫と安心していた市民をろうばいさせ、この結果は家屋浸水床下四、〇七五戸、同床上一、五三〇戸、家屋流出一五戸、死者一名、負傷者一名、道路の欠壊二四カ所、橋梁流出四五カ所というものすごい被害となつた。

国道もいたるところで欠壊し、自動車もろくに走ることができない状態で、ウトナイ沼は拡大し、大きな湖のよう



水びたしとなった王子北土場付近 (昭和25年)〔苦小牧市史編さん室蔵〕

であった。作物は水びたしとなりほとんど全滅で、農家の人たちは開拓の苦勞も空しく力を落とすばかりであった。特に、鉄北地区の緑町、木場町、それに山手町地区はひどく、鉄道路線が堤となって水はけが悪く被害も大きかった。

市および道では直ちに水害対策本部を設置し、被害者には二日朝から給食をはじめ、毛布三五〇枚を配布した。三日には緊急市議会を開いて、水害対策について協議した。

・農業対策

食料作物として秋まで収穫できるソバ二二〇町歩、ムラサキカブ二〇〇町歩から二五〇町歩、大根自給程度とし、家畜飼料あつせんの途を講ずる。これにあたっては道農政課に陳情、種子肥料など無償配布するよう運動する。とくに被害のはなはだしい別々川流域の農家には非常米を配給する。開拓団については胆振支庁とも協議し別途に対策する。恒久的事業としては二十七年度に計画していた糸井、錦岡地区の排水を繰り上げ施行、災害復旧などの工事に従事させる。

・防疫対策

薬剤送付の手配をしておりDDT液撒布、サラシ粉各戸配布、クレゾール消毒、腸バラ接種、その他で施行するが、第一次だけで九〇万円、第二次、第三次となると二〇〇万円の経費が必要となるので、とくに伝染病発生のおそれある地域として国、道費補助を陳情する。

・救援対策

現在まで一、八〇〇名に給食しており今後も状況により継続するよう措置をとる。農家をはじめ食糧を流失したものには最低二カ月の災害米配給を手配、代金は後払い、分割払いを考慮する。これと併せ困窮者四三〇戸に一戸二枚の毛布と一七五世帯に被服を支給する。

・土木対策

重要な道路、橋梁は早急に仮工事を行ない国費、道費補助、起債運動を行なう。苫小牧川の工事を施工中であり土木現業所と協議工事を促進する。

〔苫小牧市議会議員協議会記録〕 昭和二十五年 苫小牧市議会)

この協議会終了後、田中市長、菊地市議会議長らは出札し、道、道議会など関係方面に陳情した。

この水害で笑えぬ喜劇もあった。緑町のある奥さんが二日朝から陣痛を訴え、雨の中なんとか王子病院まで運んだが、水がどんどん増えてきて、主人に「家が流されそうだ」といつて家から呼びに来た。奥さんの方も心配だし、家の方も心配で自宅と病院の間を行ったりきたりであったが、無事女の子を出産した。山手町のある宅では一日朝奥さんが死亡、二日には舟で棺を運び、送りの人たちはみなハダカで野辺の送りをやつの思いですませた。⁽¹⁾

鉄北地区では、一週間が過ぎてもまだところどころに水たまりがあつて、あちこちで畳や家具をほす中で、子供た

ちは、親の心子知らず、か、雨でできた沼で無心に泳いだり、イカダ遊びに熱中していた。

また、この大雨の際、苦小牧地方最大の列車事故があった。

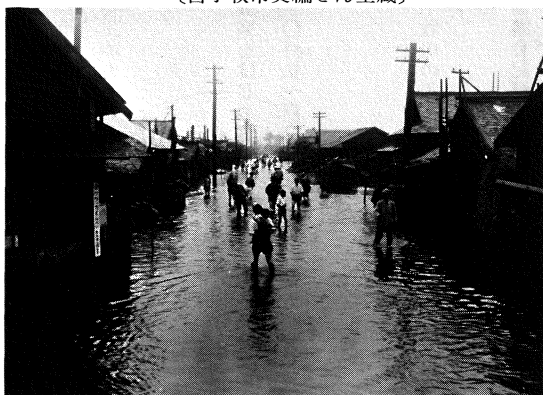
昭和二十五年八月一日午後九時二五分、上り錦岡駅発室蘭行二一八列車（二両連結、機関車番号C五二二九）が同駅を一時間一分遅れて発車したが、錦岡駅から約二キロの覚生川鉄橋にさしかかった際、橋脚が倒壊し、一両目三等車二両目貨物車は大破して鉄橋から落ち、濁流にのまれた。三両目二、三等車は四両目の三等車に車体の約半分をつつ込み、死者一六人、重軽傷者三三人を出すという大惨事となった。室蘭本線としても小幌トンネル事故に次ぐもので



苦小牧川の破壊（昭和25年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕



水びたしとなった緑町（昭和25年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕



水びたしの道路を歩いて苦小牧高校の避難所に向かう（昭和25年）〔苦小牧市史編さん室蔵〕

あった。

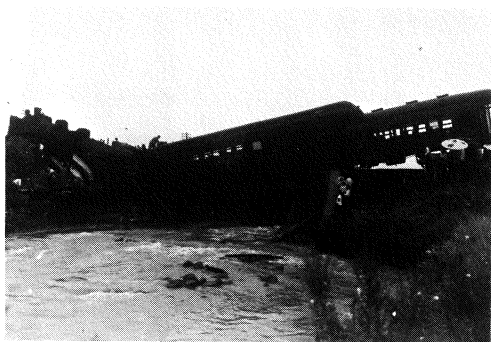
事故の原因は、豪雨のため水量が激増し、鉄橋の両側の土どめがぐずれ弱っていたところに、激流で流された上流の木橋と、列車の重量がかさなり、橋脚上より三メートルあまりレールが落ち込み、この事故となった。

急報に接した苫小牧では、国鉄はもとより警察、消防、市役所、病院などから約二〇〇人の救援隊を組織し、客車三両に分散乗車し、二日午前一時一〇分、苫小牧駅を出発した。ところが、錦岡駅より約一キロの錦多峰川鉄橋に差ししかかったところで、橋脚が崩壊し、救援隊の列車まで事故をおこしてしまった。幸い、列車が短かったので、機関車と客車の連結が破損分離したため、軽傷者二人を出しただけであったが、とんだおまけつきの事故となった。

この惨事で、大破して川中に落下した二両目貨物車には、拓殖銀行室蘭支店出し、本店行き現金六八〇万円入りの革行のう（追分からの逆送のもの）一個八五万円入り八個、追分支店出し一七万三、〇〇〇円入り革行のう一個が川中に落ちた。このうち一個が現場付近で発見されただけで、他の八個は行方不明となった。その後、川ざらいを行い、川中に網を張って流出防止にあたり、五個が発見されたが、あとは海に流されたものとし連日網を入れてさがしたが、



覚生川列車事故（昭和25年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕



覚生川列車事故（昭和25年）
〔苫小牧市史編さん室蔵〕

ついに発見されずに終わった。

錦岡地方の人びとは、今日でも大雨になると、この大惨事を思い出すという。ある人は夏の大雨の夜覚生川の側を歩いていると、鉄橋の下から「助けて！」という悲鳴を聞いたという。⁽²⁾この事故は、このような逸話の出るほどさまじいものであった。

昭和二十九年 洞爺丸事件をひき起こした昭和二十九年の台風一五号は、苦小牧地方では同年九月二十六日午後
の台風一五号 三時四一分、瞬間風速一〇・七メートルの南東の風となり台風の襲来をつげた。同四時三〇分には

駅前王子杜宅街にそびえるポプラを倒すほどとなり、同八時四七分、最大風速三七・八メートルとなつて、電話回線も札幌間四回線、富川間一回線を除いて不通、同一〇時一三分には九七八ミリバールの最低気圧となつた。

このため、市民は台風の接近に気付きながらも、準備する暇もなく次第に風は強まり、あちこちで街路樹が倒れ、商店街の看板が飛び、市内の電灯は無停電を誇つた王子杜宅までが、二十六日午後七時すぎ完全に消え、暗黒の市街に無気味な台風の音だけが響いた。

この台風は、翌二十七日午前二時近くにやつと風勢が弱まり、市民もホッと胸をなでおろしたが、多くは一睡もせず夜を明かし、早朝戸外へ出て、樹齡三〇年のポプラ、アカシヤが根こそぎ倒れあわれな姿をさらし、屋根のトタンや桎がはげ、板塀が横倒しになっているのを見て台風の猛威に恐怖を新たにした。



台風15号による被害（昭和29年）
〔苦小牧市史編さん室蔵〕

この台風で建築物はトタン、桎ぶきのいかんを問わず大小の損傷をうけ、小さな物置、板塀のほとんどが被害となり、全壊三三戸、半壊五二戸を出した。

特にこの台風では樽前山麓を中心とする森林地帯に甚大な被害を与え、台風一五号による風倒木は一九二万石（当時の金額で一〇億円の被害、それに同年五月の暴風雨で一五〇万石の風倒木を出しており、この年の風倒木は実に三五〇万石に達し、二〇億円近い被害となった。これは今後十年間分の伐採量に当たるもので、大規模な植林計画を進める一方、五カ年計画をもって年三五〇万本ずつ風倒木を除去していくことになった。

市は直ちに風害対策本部を設置、まず被災者の収容所を市内四カ所などに設け、復旧資材のあっせんに乗り出し、市議会も同年五月一日には議員緊急動議により災害対策特別委員会を設け、本格的な被害調査、復旧対策に入った。

▼一般市民建築物被害

▽全壊―三三戸、三二二坪、一、一一四万円 ▽半壊―五二戸、七六三坪、一、三三五万円（以上住宅）▽全壊―八四戸、一、〇五五坪、三、六九四万円 ▽半壊―四六戸、四三五坪、七六二万円（以上納屋、物置、その他）▽屋根被害関係―桎七、〇二九坪、七三三万円、トタン四、〇四九坪、七八九万円、瓦五〇坪、三万円、門及び塀一五七坪、二〇万円

▼林業関係

▽私有林―苗圃一五万本、五五万円、立木九、五〇〇石、一七八万円 ▽市有林―苗圃七万本、二五万円、立木五、二五〇本、九四万円 ▽王子山林―一万石、三七八万円 ▽国有林―一九二万石、一〇億円 ▽北炭、大学演習林―一万石、三八〇万円

▼農業関係

▽水稻―六四町三反、四三六万円 ▽畑作―一、五一三町三反、三、五三六万円

▼漁業関係

▽漁船、定置網等―六二〇万円

▼大企業関係被害

▽国鉄―一三八万円 ▽電報電話局―九七万円 ▽北海道電力―一九八万円 ▽王子―一、九一〇万円 ▽国策―一三万円 ▽岩倉組―四〇〇万円

〔苫小牧市災害関係資料〕 苫小牧市史編さん室編

しかし、その後の調査で被害はこれを上回ることに、風倒木の被害額を入れると金額の上では開市以来の災害となった。

昭和四十年九 昭和四十年九月七日、苫小牧地方を襲った豪雨は九三ミリを記録した。そして、午後五時ころか月の複合災害 ら市内木場町奥地の沼にたまった水があふれ、木場町住宅街に流れ込み約六〇戸が床下浸水となった。夜になってますますひどくなり地盤の低い道路は川と化し、一時避難する者もあったが、市土木課、岩倉組などから三〇名が出て流れ込む水をせきとめる土俵積み作業を行い、被害者の多くは水につかった家の中で不安な一夜を明かした。

この七日の豪雨に追討ちをかけるように、十日午後九時、台風二三号が接近、苫小牧地方に暴風雨波浪警報と洪水注意報が発令された。十一日午前零時三分に瞬間最大風速三〇・四メートルを記録し、雨量は十日夜から十一日午前四時までに七九・五ミリに達した。

市では十日午前十時に災害対策本部を設置し、職員を非常招集して市防災対策要綱にもとづいて警戒体制がひかれた。

この台風で、住吉町、木場町などで床上浸水七世帯、床下浸水一、一七〇世帯のほか、河川決壊埋設六カ所、道路



豪雨で水びたしになった双葉町・音羽町通り
(昭和40年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



台風、豪雨により水びたしとなった住吉町公住街
(昭和40年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



水害のためボートを使う人たち
(昭和40年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

決壊二五〇メートル、崖くずれ二七〇メートル、農用地四五九ヘクタール、農業用施設五カ所、漁港護岸決壊七五メートル、学校施設一カ所など三、二六六万四余の被害額があり、勇払地区では強風のため国道まで波が乗りあげ、海岸近くの二五戸が床下浸水となり、その一部は勇払消防会館に避難した。

さらに、同月十六日には、今度は午後から低気圧に覆われ、夜半になって激しく雨が降り、翌十七日午前九時までに降った雨量は九三ミリに達し、台風二三号を上回るものとなった。このため、台風二三号で一面水びたしになり、まだすっかり復旧していない住吉町、木場町、山手町、緑町二条通りの住宅街は追討ちをかけられ、床下浸水が相つ

ぎ、ひざまで埋まるドロ沼と化した。

特に、住吉町の公営住宅街は軒並に五〇〇戸が床下まで水につかり、再び台風二四号が襲来するとの報に不安な状態が続いた。

九月十八日午前五時三〇分、台風二四号の接近により苦小牧地方に大雨洪水強風波浪注意報が発令された。同日午前八時ころから本市も暴風雨圏内にはいり、午前八時一四分に最大瞬間風速二七・一メートルを記録、雨量は降りはじめから午前一〇時まで四一ミリに達した。このため、十八日は苦小牧市内の全小中高の各学校が臨時休校した。翌十九日には台風二四号が去って、前日荒れ狂った天候は夢のような秋晴れとなったが、浸水家屋は一、四九七戸、五、七五八人にのぼり、河川決壊五四〇メートル、五八〇万円、学校施設一三三平方メートル、一三万円、農業被害五一一ヘクタール、一、〇三八万円であった。なお、台風二四号による地区別浸水被害状況は次のとおりで、単位戸、カッコ内は被害人員である。

▼床上浸水

▽山手町一五(五二)▽美園町二二(二四)▽植苗二(八)▽浜弁天三(一二)▽木場町九(三〇)

▼床下浸水

▽糸井二三(四五五)▽山手町二五〇(八八〇)▽西町二〇(七〇)▽白金町一〇(四〇)▽木場町二五〇(八八〇)▽音羽町八〇(二八〇)▽双葉町七二〇(二、五五六)▽美園町三三(二二二)▽三光町二二(四二)▽錦岡五(一七)▽勇払二〇(七〇)▽沼ノ端三二(一一〇)

〔災害関係書類綴〕 昭和四十年 苦小牧市災害対策本部

十月十八日午後から本格的な復旧作業に入り、美園、木場町地区は夜通し復旧工事が続けられたが、完全に水がひ

くまでには相当の日数を要することになった。

五月二十日午後一時から議会側の要請があり緊急議員協議会が開かれ、応急対策などについて協議した。

苦小牧にとっては台風二回、豪雨二回が同じ月に重なるというめずらしい災害であったが、総額五、四〇〇万円の被害であった。

昭和四十三年 昭和四十三年五月十六日午前九時四九分、突如ぐらぐらときて、震度六という大地震となった。

の十勝沖地震 この地震は震源地エリモ沖、深さ約四〇キロと推定され、苦小牧の六を最高に、浦河、函館、広尾が五、室蘭、札幌、小樽、旭川、釧路が四という震度が示すように、全道一円にわたる強い地震であった。同日午前一〇時七分、太平洋沿岸に津波警報が発令され、漁船など一般船舶に対し、海上保安署は避難勧告を出した。

苦小牧地方では、この日、午前九時四九分から約一分間にわたって大きく揺れ、テレビ、タンスなどの家具が飛ばたと倒れだし、人びとはあわてて外へ飛び出した。また、同日午後七時三九分から二分間、震度四という強い余震があつたのはじめ十七日まで余震が続いた。

ただ、地震の規模が大きかったにもかかわらず本市では火災や家屋全壊、山くずれ、大きな地割れなどの大被害は、さいわいまぬかれた。しかし、地震とともに北海道電力の送電線幹線が故障したため、全市停電となったほか、電話回線が不通となり通信機関は大混雑、マヒ状態となった。室蘭本線は信号機故障のため各駅でストップ、水道は配水管が一六カ所にわたり破裂したため、正午から全市断水となり、市民生活に大きな影響を与えたのである。このため、市内の各学校は午前中で授業を打ち切り、児童生徒を早退させた。

市では、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、被害状況調査および復旧対策にあたったが、日がたつにつれてその被害が予想以上に大きいものであったことが判明した。人身被害では死者一人、重傷者一人、軽傷者二〇人の計



ガラス窓がめっちゃめっちゃになった美容院
(昭和43年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



地割れした王子中部アパート用地
(昭和43年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

二二人であった。家屋半壊六（元町、弁天）、牛舎全壊二、煙突倒壊六四、屋根の半壊二〇、家屋のき裂大きいもの一五カ所などであった。

東高校では三教室が破損、清水小学校校舎地盤が約三〇センチ沈下、図書館では書棚がひっくり返り休館、高丘霊園の墓石六〇〇基が倒れ落ちた。

地震と同時に王子製紙、国策パルプ、岩倉組などの工場は操業を中止し、商店関係では陳列商品が倒れ、特に酒店、陶器、ガラス製品をあつかう商店はさんざんであった。

また、ある印刷屋では、五万本の活字ケースが倒れ、長時間営業不能に陥るといふ大打撃をうけ、完全に復旧させるのに一カ月を要する被害があった。

苫小牧港では、工業港区水中貯木場の仮設網羽^あが切断され、貯木してあったニュージールランド松一、八〇〇本が港内に流れ出し、タグボート四隻、クレーン四機、作業員七〇人を動員して回収したが、未回収原木、回収費、網羽など一、〇〇〇万円の被害額となった。

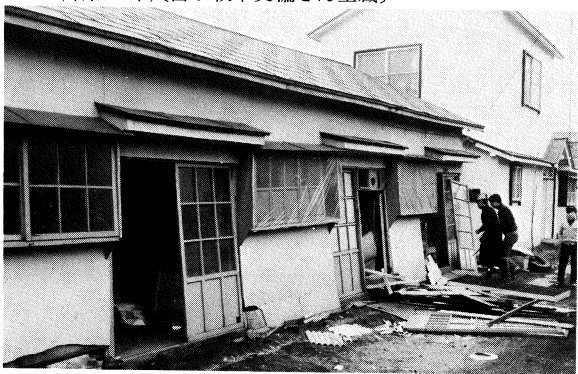
五月十七日午前九時二〇分、緊急議員協議会を開き、災

害状況を報告、上水道をはじめ、緊急を要するものから早急に復旧対策をとり、復旧資金の導入も関係機関に積極的
に働きかけることにした。

この大地震による苫小牧地方の被害額は、公共施設（国、道、市）関係が二億九、八〇〇万円、商工業関係（商業、サ
ービス業、中小工業、大手工業）が三億三、五八〇万円、農林水産が四〇〇万円、一般住宅が二億五〇万円、その他八八〇
万円と、八億円を超える大被害であった。



集合煙突の倒れた一区会館
(昭和43年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



半壊した元町の住宅
(昭和43年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕



めちゃめちゃになった陶器店
(昭和43年)〔苫小牧市史編さん室蔵〕

十勝沖地震被害状況

農 林	電 通 氣	運 信 輸	工 業	港 灣	水 道	区 分
住宅 畜舎 サイロ 納屋 その他	北海道電力	国鉄 電報電話局 送電線幹線故障全市停電	岩倉組 その他工場	貯木場 護岸 岸壁 公共上屋	給水管 配水支管 配水本管	施設
小破、半壊二戸 小破、半壊、全壊二〇戸 半壊二、全壊二 小破一戸、半壊三戸 炭がま、煙筒		室蘭本線信号機故障となり一時列車ストップ 電話回線不通となり一時大混乱	王子製紙 国策パルプ 停電のため四時間三〇分操業停止 停電ボイラー破損操業停止 札幌生コンクリート、その他二工場一部破損	商店数二五二店舗建物設備商品、製品破損 導水管破損操業停止 仮設水面貯木場、貯木施設全壊、木材港内流出 石油配分基地護岸八〇M倒壊 西埠頭岸壁、石炭埠頭、棧橋取付部くるいを生ずる 床面亀裂、陥没	市内五カ町支管一五件破損 市内給水管四〇カ所破損 配水本管一カ所破損	被害状況

一般住宅	家屋	半壊六戸 倒壊多し
公営住宅	集合煙筒 集合煙筒 破損二〇件 倒壊四カ町内六四件	
教育	学校 給食センター 図書館 書棚倒壊その他	小学校一三校、中学校七校、高校四校 ボイラー管故障 書棚倒壊その他
土木	橋梁 公園 墓所 緑ヶ丘公園展望台付近亀裂、斜面地すべり一二カ所 高丘霊園方面地すべり、墓石多数落下	明野一号橋右岸橋台取付道路沈下、植苗橋橋台取付道路沈下 緑ヶ丘公園展望台付近亀裂、斜面地すべり一二カ所 高丘霊園方面地すべり、墓石多数落下
市庁舎	集合煙筒 消防建物 通信施設 望楼継目離脱 各種電話損傷	市交通部煙筒倒壊 望楼継目離脱 各種電話損傷
人身被害	死者 重傷 その他負傷	一名女 一名女 二〇名

『苦小牧市災害関係資料』 苦小牧市史編さん室編

大泉市長は、昭和四十三年五月十九日、次の文書を新聞に折り込み、犠牲者とその家族を見舞うとともに、その対策と被害証明書の発行、災害住宅相談所、災害融資相談所を活用するよう要望した。

十勝沖地震とその対策について

5月16日、当地方を襲った十勝沖地震により、市内各方面に被害を受けましたが、この不慮の災害により、犠牲となられた一名の

方のご冥福を祈り、併せてご家族の方に対して衷心からお悔み申し上げますと共に、二十一名の重軽傷者を始め市民のみなさまにつつしんでお見舞い申し上げます。

当地方では、かつてない大規模な地震でありましたにもかかわらず、火災の発生や交通事故などの憂慮される併発災害が全く無く被害を最少限度にとどめることができましたのは、ひとえに市民のみなさまの細心の注意と慎重な行動による賜ものと、厚く感謝申し上げます。

災害の復旧につきましては、市も全力を尽くしてこれに臨むと共に、市内各機関のご尽力によりほとんど平常に復してきましたが特に上水道については、甚大な被害を受けみなさまにたいへんご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。これに対し市では全力をあげて修復に努めました結果、ようやく18日、市内全域に給水を開始することができました。長時間にわたるみなさまのご協力に対し心からお礼申し上げます。

各家庭、各事業所におかれましても一日も早く復興ができますようお祈りすると共に、市でも復旧のための諸施策を進めて参ります。ただいま災害緊急対策として、市ではつぎのとおり各相談所を設けましたのでご利用願います。どんな小さなことでもご相談に応ずるようお待ちしておりますので、ご遠慮なくおいでくださることをお願いいたします。

一、被害証明書の発行

▽発行事務取り扱いⅡ市防災課 ②六一一一（内線二五三）

▽手 数 料Ⅱ無料

二、災害住宅相談所の開設

▽相談内容

- ① 災害住宅の補修について技術指導
- ② 災害建物の危険度の調査
- ③ 建物の補強・改修の相談

④ 住宅補修の資金の借り入れ相談

⑤ 建設資金の借り入れ方法の指導

▽相談所 市建築指導課 ②六一一一（内線二三四）

▽日時 午前8時30分から午後5時まで

土・日曜日も受け付けます。

三、地震災害融資相談所の開設

▽対象 地震被害をうけた商工業者

▽相談所 小牧商工会議所 ②五一七五

昭和43年5月19日

市民のみなさまへ

小牧市長 大泉源郎

〔『小牧市災害関係資料』 小牧市史編さん室編〕

政府は五月二十一日の閣議で、十勝沖地震に対し、激じん災指定に準じた特別措置を講ずることとなり、二十二日には拓銀苦小牧支店にて十勝沖地震災害に対する融資、税措置（国、道、市の三税）についての説明会が開かれたが、苦小牧が地震災害によってこの種の説明会を開くのははじめてのことであった。

また、中小商工業のため苦小牧信用金庫では、一〇〇万円を限度に地震災害特別融資を日歩二銭四厘をもって融資することを決めたのである。

こうして、苦小牧はこの恐ろしかった地震からさめ、日々に復興していったのである。

苦小牧における主な気象災害一覧表

年 月 日	種 類	災 害 の 概 要
明治 四二・四・六	暴風雨	家屋倒壊九戸、屋根破損四五戸
四二・五・三 大正 二二・二・二二	山火事	強風により国有林一四三、六八〇町歩、模範林二四、八一六町歩被災
一二・二・二二	突風高波	漁船三隻遭難、一二名死亡
一四・二二・八	大風	突風を伴う大風三棟一四戸大破
昭和 一四・五 五・二・二二	千ばつ 暴風雪	五月二四日～六月一五日まで無降水、早蒔き作物萎縮したり、発芽しなかった。 王子製紙工場四〇メートルクレーン車暴走
六・六 八・八・七 一四・七・二〇 一九・一〇・八	長雨 豪雨 豪雨 暴風雨	米四八〇円、燕麦二三九円、小麦二一六円など一、七八八円の被害 水田六七町歩、小豆二〇町歩、小麦三七町歩など被害をうけ一万六、六〇六円の被害 河川はらん、交通途絶 家屋屋根剝落一〇棟、電柱倒壊一四本、最大風速S S W 一九・〇%、降水量一四・五ミリ
二五・八・一	豪雨	水害および列車脱線転覆事故により死者一七名、負傷者五〇名、橋梁流出四五、家屋床上浸水一、五三〇戸、床下浸水四、〇七五戸、全壊四戸、半壊三戸、最大風速S E 一〇・八%、降水量四四七・九ミリ
二七・三・四	地震	住居、工場施設等破損、震度四
二九・五	暴風雨	風倒木一五〇万石

昭和

二九・九・二六	台	風	家屋全壊三三戸、半壊五三戸、電柱倒壊一、二〇〇本、風倒木一九二万石、最大風速S三一・八%
三三・一・一五	高	波	瞬間最大風速S三七・八%、降水量七・二ミリ
三三・七・二	高	波	元町海岸七六七・六メートル浸食、最大風速SE一七・七%
三七・八・三	台	風	浜町海岸三五〇メートル浸食、最大風速SE一九・七%、瞬間最大風速SE二五・五% 家屋浸水、堤防決壊、農作物等被害額九、五〇〇万円、最大風速ESE一九・七%（九日）、降水量一〇八・五ミリ（三日）
四〇・九・七	豪	雨	七日豪雨床下浸水六〇戸、降水量九三ミリ
四三・五・一六	台	風	九日一〇日台風床上浸水七、床下浸水一、一七〇、河川決壊六カ所、農地被害四五九町歩、漁船沈没六隻、護岸決壊七五メートル、最大風速二〇・二%、瞬間最大風速三〇・四%、降水量八三・一ミリ
四一・八・一六	大	雨	一七日一八日台風床上浸水四一戸、床下浸水一、四五五戸、農地浸水五六五ヘクタール、河川決壊三カ所、最大風速一三・八%、瞬間最大風速二七・一%、降水量一〇七・八ミリ
四三・二・一九	大	雪	樽前観光道路欠損七カ所、河川決壊一カ所、河口護岸決壊一カ所、五日間の降水量一三九・五ミリ
四三・五・一六	地	震	表町商店街オーニングがつぶれる。交通機関混乱、新雪の深さ四四センチ
四四・一〇・一	強	風	公共施設、その他住居、工場施設等の被害額八億円、震度六 漁港区の漁船沈没一隻、破損二隻、最大風速ESE一九・七%、瞬間最大風速ESE二八・〇%

昭和 四五・一・三一〜二・一		高 潮
四五・三・一六〜一七		床上浸水二棟、床下浸水五棟、漁港区漁船沈没一隻、破損五隻、防波堤倒壊三〇メートル、最大風速一〇・三％、最大波高五三〇センチ、最低海面気圧九六五・〇ミリバール
大 雨		
		床上浸水二棟、床下浸水一棟、道路不通一カ所、最大風速一七・八％、降水量五五・五ミリ

〔苫小牧の気象〕 昭和四十九年 苫小牧市・苫小牧測候所、『苫小牧市災害関係資料』 苫小牧市史編さん室編より作成）

注 (1) 『目でみる苫小牧の百年』 昭和四十八年 苫小牧市

(2) 堀江敏夫『続ふるさと百話』 昭和四十七年 朝日新聞

二 その他の災害

太平洋戦争 わが国がいよいよ敗色を濃くした、昭和二十年六月二十九日による被害 日午後一時、苫小牧地方に空襲警報が発令された。敵機はB29一機で、何ごともなく通過していった。同年七月四日、再びB29が飛来し空襲警報が発令されたが偵察飛行であつた。

昭和二十年七月十四日午前九時、東南海上より艦載機十数機が侵入し、約四五分間にわたり本町一円に機銃掃射をうけるとともに、王子製紙工場、勇払大日本再生製紙工場および錦岡方面に爆弾、焼夷弾を投下した。特に錦岡の被害は大きく、死者四名、重軽傷者六名を出し、漁場なども全滅に近い状態で救護班が出動した。



昭和20年7月14日の空襲
〔苫工40周年記念誌より〕

七月十四日の空襲被害一覽表

種別	被害地	人的被害				物的被害				その他	摘要
		死者	重傷	輕傷	計	全壊	半壊	小破	計		
王子工場	王子工場	1	1	1	3	1	1	1	3	人畜被害ナシ	爆弾ノ投彈アリタルモ不発
山手町	山手町	1	1	1	3	1	1	1	3	高圧送電線切斷、人畜被害ナシ	
糸井	糸井	1	1	1	3	1	1	1	3	国道ニ投彈アリ	
錦岡	錦岡	4	3	3	10	1	1	2	4	人畜被害ナシ	焼夷彈爆彈ノ攻撃ヲ受ケ現場ニ火災生セシモ支障ナシ
再生工場	再生工場	1	1	1	3	1	1	1	3		
計	計	4	3	4	11	1	1	2	4		

（『事務報告』 昭和二十年 苫小牧町）

翌七月十五日にも午前六時、南方海上より艦載機約一八機が町内上空に侵入、前日同様、本町一円に約一時間三〇分にわたり機銃掃射をうけ、王子製紙工場、大日本再生製紙工場と錦岡方面（不発弾）に爆弾、焼夷彈を投下し、王子製品倉庫、再生作業現場に被害があつた。

七月十五日の空襲被害一覽表

種別	被害地	人的被害				物的被害				その他	摘要
		死者	重傷	輕傷	計	全壊	半壊	小破	計		
王子工場	王子工場	1	1	1	3	1	1	1	3	人畜被害ナシ	製品倉庫
再生工場	再生工場	1	1	1	3	2	1	1	4	〃	作業現場

計	沼ノ端	中野部落	錦岡	緑町
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
四	1	二	1	二
四	1	二	1	二
一	1	1	1	1
二	1	1	1	1
六	一	1	1	五
九	一	1	1	五
人畜被害ナシ 人畜被害ナシ 人畜被害ナシ				
爆弾投下セルモ不発				

〔事務報告〕 昭和二十年 苦小牧町

さらに、七月三十一日には、午前六時四〇分より海面南々西方位より（初発約一〇キロ、終発約四キロ）約十五分間にわたり潜水艦による砲撃をうけ、王子製紙工場、王子町、本町、幸町に建物被害があったが、人的被害はなかった。

七月三十一日の艦砲射撃被害一覧表

被害地	種別	人的被害	建物被害	その他	摘要
王子工場	死者	1	全壊	工場廐舎ノ馬一頭重傷	
王子町	重傷	1	半壊	人畜被害ナシ	
本町	軽傷	1	小破	人畜被害ナシ	
幸町	計	1	一三	人畜被害ナシ	
計	計	1	一三	人畜被害ナシ	

〔事務報告〕 昭和二十年 苦小牧町

町では戦災者に対して直ちに、戦時災害保護法、戦災援護会の援護実施要綱を適用するとともに、本町援護実施要綱を設定して、死者一人につき六三〇円をそれぞれ支給、重傷者についても一人七〇円が支給され、軽傷者には医療援護費、現品を支給した。

また、建物被害、家財被害者において生活不能となったものについては、戦災法による給与金を支給したほか、破損部分については町において修繕、もしくは資材、生活必需品をあっせんした。

戦災者援護状況一覧表

人の援護									
種別	人数		戦災法ニ依ル給与金		戦災援護会ノ給与金		当町ノ給与金		備考
	男	女	員数	単位金額	員数	単位金額	員数	単位金額	
死者	四	一		五三〇円	四	三八〇円	四	六三〇円	医療援護
重傷	三	一		二、二〇〇円	三	一〇〇円	三	七〇〇円	医療援護
軽傷	六	二			七		七		医療援護
計	一三	二	四	二、二〇〇円	一五	五〇〇円	一四	二、七〇〇円	
種別	戦災法ニ依ル給与金		戦災援護会ノ給与金		当町ノ給与金		給与金合計		備考
	員数	単位金額	員数	単位金額	員数	単位金額	員数	単位金額	
住宅	一	一、〇〇〇円							
家財	二	五〇〇円							
計	四	一、五〇〇円							
住宅家財ニ対スル援護									
当町ニ於ケル援護			摘要						
建築資材及生活必需品資ヲ斡旋セリ 生活必需品資ヲ斡旋セリ			建築物ノ破損ヲ来タシタルモノニ対シテハ当町ニ於テ総テ修繕、資材及生活必需品資ヲ斡旋セリ						

さいわい苫小牧での戦災被害は少なかったが、住民は戦争の恐ろしさを目のあたりに知ったし、敵機が飛来してきても、飛行場の練習機ではなすすべもなく、町民の努力の結集によつて造りあげた飛行場をさびしくながめるといふ、ほとんど無抵抗のまま被害をうけたのである。

それから十五日後、無条件降伏の玉音放送があつて終戦を迎えた。

公害 苫小牧においては、昭和三十八年から市内四カ所で降下ばいじん量測定、市内一〇カ所で二酸化鉛法に**対策** よる亜硫酸ガス測定など公害調査がはじめられた。

だが、本市は工業都市としてさらに大きく飛躍しようとしており、今後に予想される産業構造の大規模な変化により、新たな公害問題が生ずることは必至であり、公害防止対策の確立がきびしく要望された。

このため市では、公害の防止に関する基本的な指標を定めた「苫小牧公害防止条例」を昭和四十七年三月一日、制定したのをはじめ、各企業との公害防止協定締結、河川、港湾内における水質汚濁調査、大気汚染調査、騒音調査を定期的に行い、公害の未然防止に努めてきた。

昭和四十八年度には、現苫臨海部と東部大規模工業基地の公害汚染負荷量を事前に予測し、地域の環境容量に見合う総量規制方式を導入、道と市による公害防止センターの開設など、大気汚染や水質汚濁等に対して観測の網を広げ各種現況調査ならびに将来予測のための調査、実験を行っている。

しかしながら、苫小牧の本格的な公害対策は、ごく最近はじまったばかりである。苫小牧はその産業的發展からみて、今後相当の公害が発生することは明白であり、調査と規制ばかりではなく、海洋のプランクトンや山野の植物が果たす役割などをも加味して、総合的、広域的な対策が必要となるであらう。

(単位: $\text{S} \cdot 10^3 \text{ mg} / 100 \text{ cm}^3 / \text{H}$)

『市勢要覽』 昭和五十年 苫小牧市

